

ケーブルテレビの現状

平成21年12月

総務省
情報流通行政局
地域放送推進室

目 次

1 ケーブルテレビの現状	1
(1) ケーブルテレビ等の普及状況	2
(2) ケーブルインターネット接続サービスの普及状況	6
(3) ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状	7
(4) ケーブルテレビのデジタル化等対応状況	9
(5) ケーブルテレビの経営状況	12
(6) ケーブルテレビ連携の主な動き	14
2 ケーブルテレビの支援策	15
ケーブルテレビに対する主な支援措置（概要）	16
別紙1 地域情報通信基盤整備推進交付金	17
別紙2 高度有線テレビジョン放送施設整備事業	18
別紙3 ふるさと融資制度に係る特例措置	20
3 参考資料	21
ケーブルテレビの加入世帯数、普及率の推移	22
各都道府県におけるケーブルテレビ普及率	22
ケーブルテレビの普及状況（都道府県別）	23
ケーブルテレビの運用主体別事業者数等	24
有線テレビジョン放送法の概要	25
電気通信役務利用放送法の概要	26
有線電気通信役務利用放送事業者の登録状況	27
ケーブルテレビの制度に関する改正状況	28
地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の 果たすべき役割＜平成16年諮問第8号 第6次中間答申＞（抄）	
＜ケーブルテレビ関係＞	29
地上デジタル放送推進総合対策（第3改訂版）（抄）	
＜ケーブルテレビ関係＞	36
デジタル放送推進のための行動計画（第10次）（抄）	
＜ケーブルテレビ関係＞	37

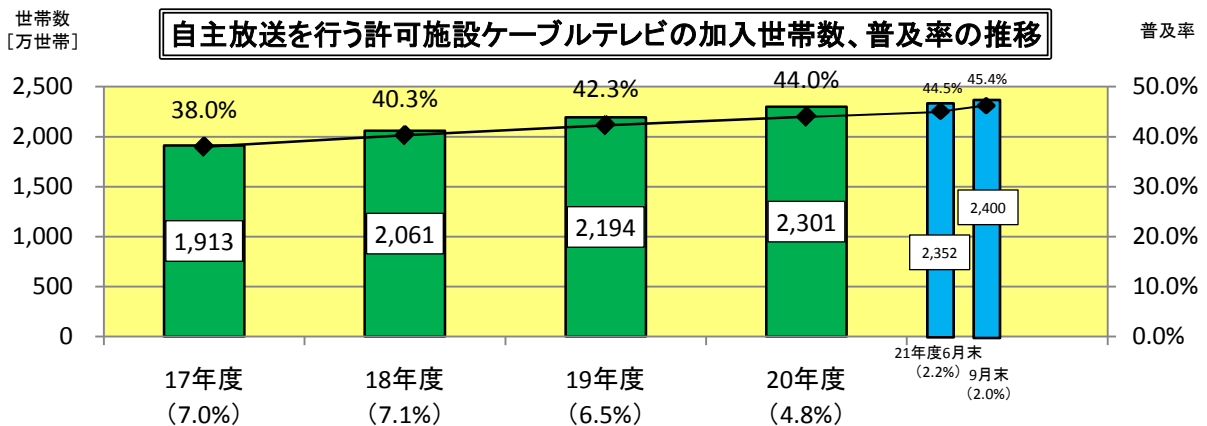
1 ケーブルテレビの現状

(1-1) ケーブルテレビ等の普及状況(自主放送を行う許可施設)

総務省では、平成21年9月末におけるケーブルテレビ等の普及状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

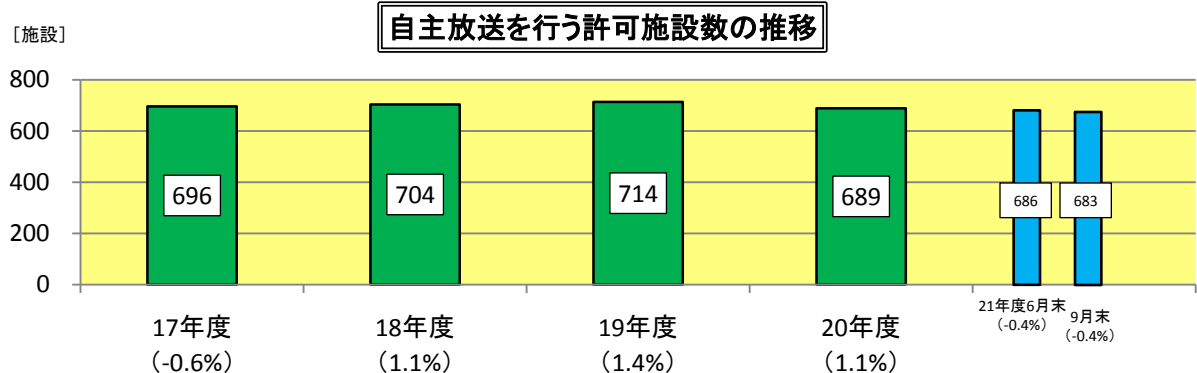
自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、2,400万世帯、普及率は45.4%となっており、有線テレビジョン放送法の許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ683施設、536事業者となっています。

また、電気通信役務利用放送(有線役務利用放送)のうちIPマルチキャスト方式による放送を行う事業者は5事業者であり、その加入世帯数は約58万世帯となっています。

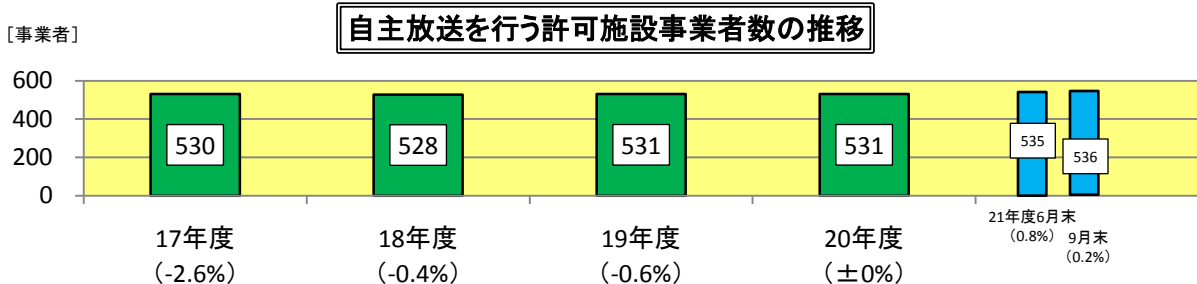


※ 1 年度末の数値。()内は加入世帯数の対前年度(21年度9月末については、対21年度6月末)増加率。

※ 2 普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。



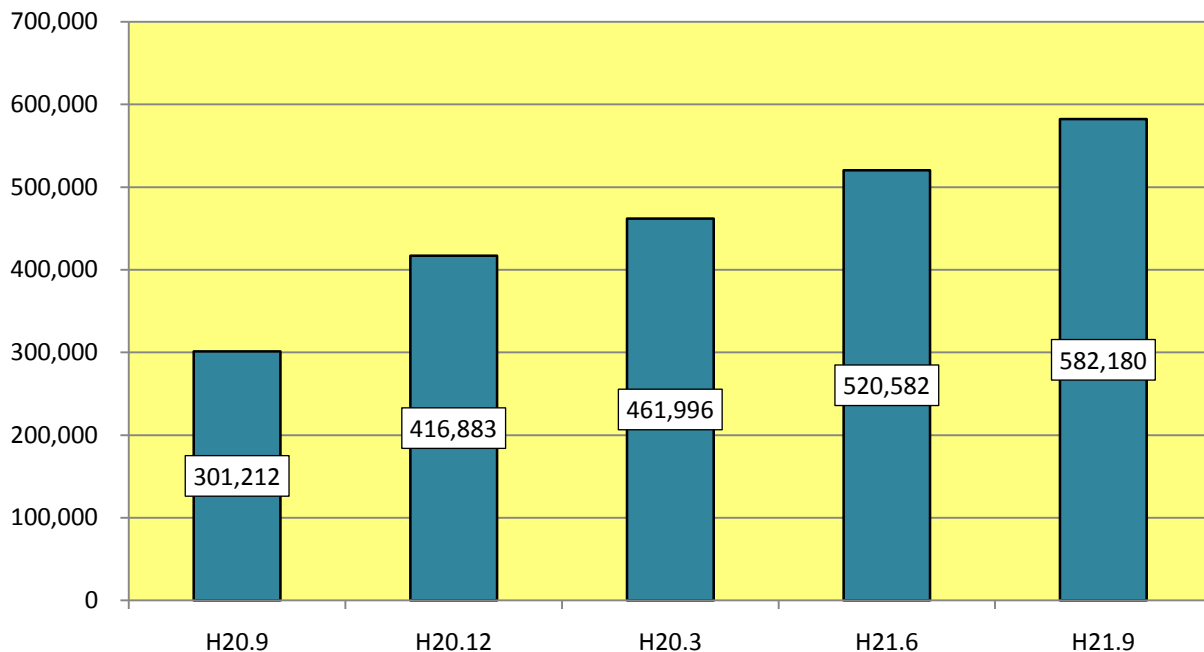
※ 年度末の数値。()内は加入世帯数の対前年度(21年度9月末については、対21年度6月末)増加率。



※ 年度末の数値。()内は加入世帯数の対前年度(21年度9月末については、対21年度6月末)増加率。

注 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

[世帯] **電気通信役務利用放送(有線役務利用放送)のうちIPマルチキャスト方式による
放送を行う事業者の加入世帯数の推移**



※1 電気通信役務利用放送事業者(有線役務利用放送)のうちIPマルチキャスト方式により放送を行っている5事業者からの報告に基づく各四半期末の加入世帯数の合計値。

※2 加入世帯数は、IP放送の加入世帯数であり、VODサービスのみの加入世帯数は除いたもの。

2 ケーブルテレビの施設数及び事業者数

(1) 施設数

施設数は74,957で、対前年度比0.15%の増加。

区 分	19年度	20年度	増減数	増減率
ケーブルテレビ全体	74,841	74,957	116	0.15%

自主放送を行うもの	許可施設 [501端子以上]	714	689	-25	-3.5%
	届出施設 [500端子以下]	210	213	3	1.4%
	小計	924	902	-22	-2.4%

再送信のみを行うもの	許可施設 [501端子以上]	1,101	1,076	-25	-2.3%
	届出施設 [51端子以上500端子以下]	37,214	36,890	-324	-0.9%
	小規模施設 [50端子以下]	35,602	36,089	487	1.4%
	小計	73,917	74,055	138	0.2%

(2) 事業者数

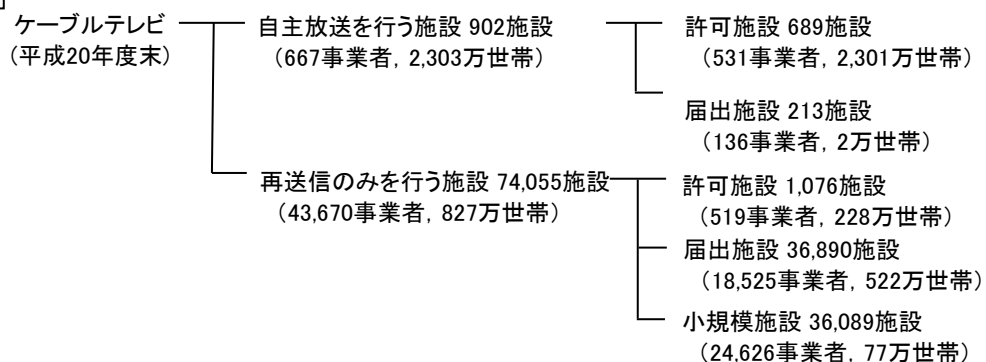
ケーブルテレビの施設を有する事業者数は44,337で、対前年度比6.7%の増加。

区 分	19年度	20年度	増減数	増減率
ケーブルテレビ全体	41,555	44,337	2,782	6.7%

自主放送を行うもの	許可施設 [501端子以上]	531	531	0	0.0%
	届出施設 [500端子以下]	102	136	34	33.3%
	小計	633	667	34	5.4%

再送信のみを行うもの	許可施設 [501端子以上]	511	519	8	1.6%
	届出施設 [51端子以上500端子以下]	17,570	18,525	955	5.4%
	小規模施設 [50端子以下]	22,841	24,626	1,785	7.8%
	小計	40,922	43,670	2,748	6.7%

参 考



(1-2)ケーブルテレビの普及状況

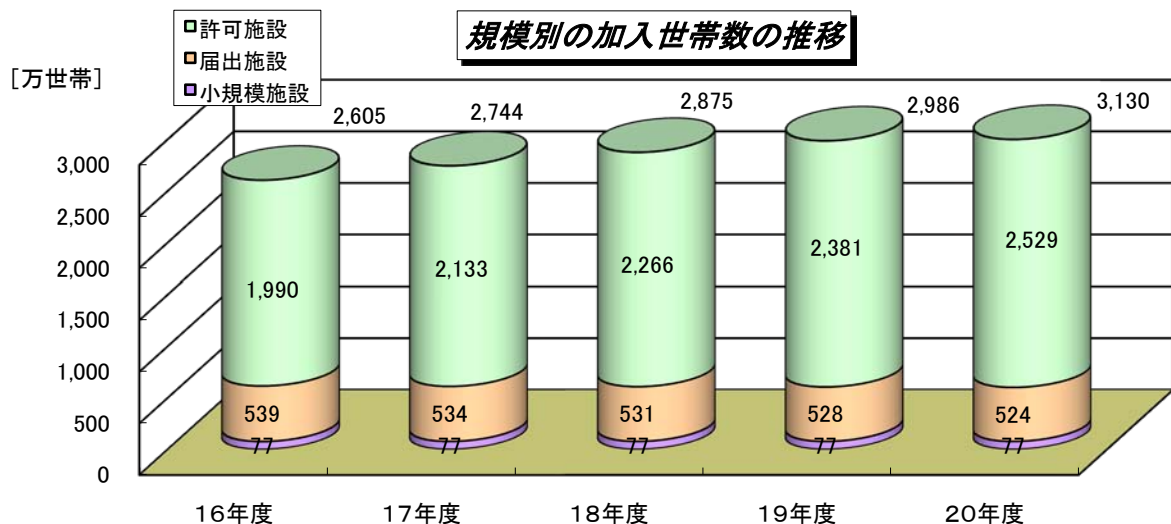
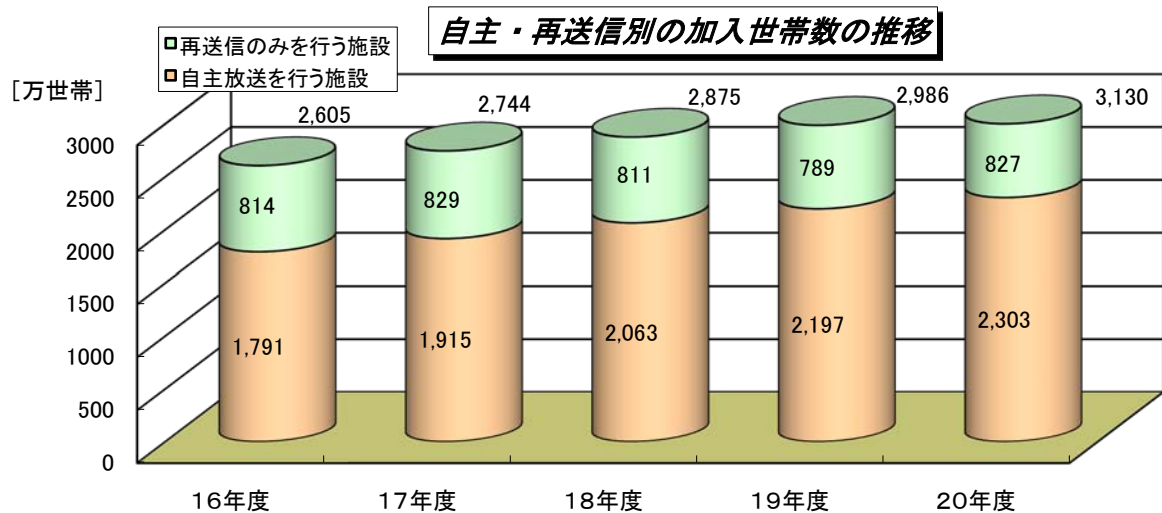
1 ケーブルテレビの加入世帯数

加入世帯数は3,130万世帯で、対前年度比4.8%の増加。

区 分	19年度	20年度	増減数	増減率
ケーブルテレビ全体	29,862,388	31,302,315	1,439,927	4.8%

自主放送を行うもの	許可施設 [501端子以上]	21,944,829	23,007,196	1,062,367	4.8%
	届出施設 [500端子以下]	24,251	23,592	-659	-2.7%
	小計	21,969,080	23,030,788	1,061,708	4.8%

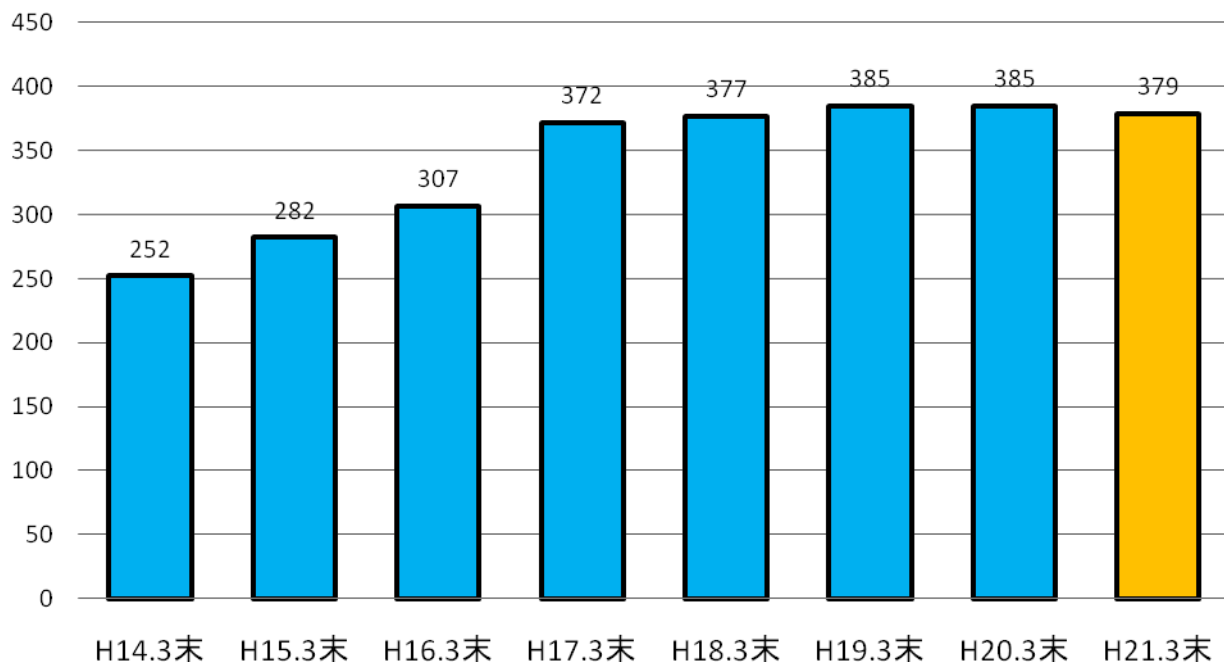
再送信のみを行うもの	許可施設 [501端子以上]	1,860,797	2,279,908	419,111	22.5%
	届出施設 [51端子以上500端子以下]	5,260,363	5,219,369	-40,994	-0.8%
	小規模施設 [50端子以下]	772,148	772,250	102	0.0%
	小計	7,893,308	8,271,527	378,219	4.8%



(2) ケーブルインターネット接続サービスの普及状況

ア CATV網を利用したインターネット接続サービスを行う事業者数の推移

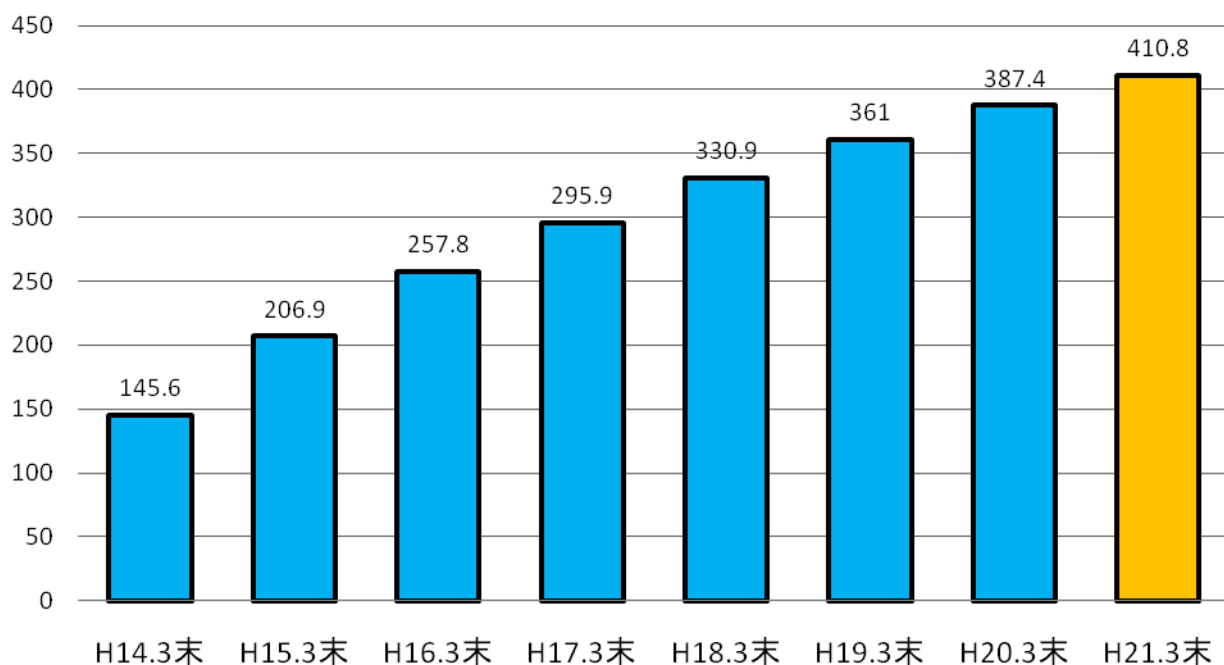
[事業者]



注：インターネット接続事業者に対して専用役務として回線を提供しているCATV事業者を含む。

イ CATV網を利用したインターネット接続サービスの契約者数の推移

[万加入]



注1：一部ダイヤルアップ型接続による加入者も含まれる。

注2：CATV事業者が専用役務として回線を提供しているインターネット接続事業者の回線数を含む。

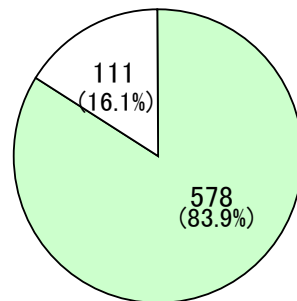
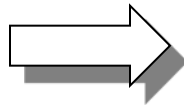
(3) ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状

1 ケーブルテレビの幹線光化率

	18年度まで	19年度まで	20年度まで
幹線光化率	39.7%	41.9%	46.0%
幹線路 (km)	213,105	239,418	235,680
光ファイバ (km)	84,506	100,331	108,374

2 光ファイバ導入の現状

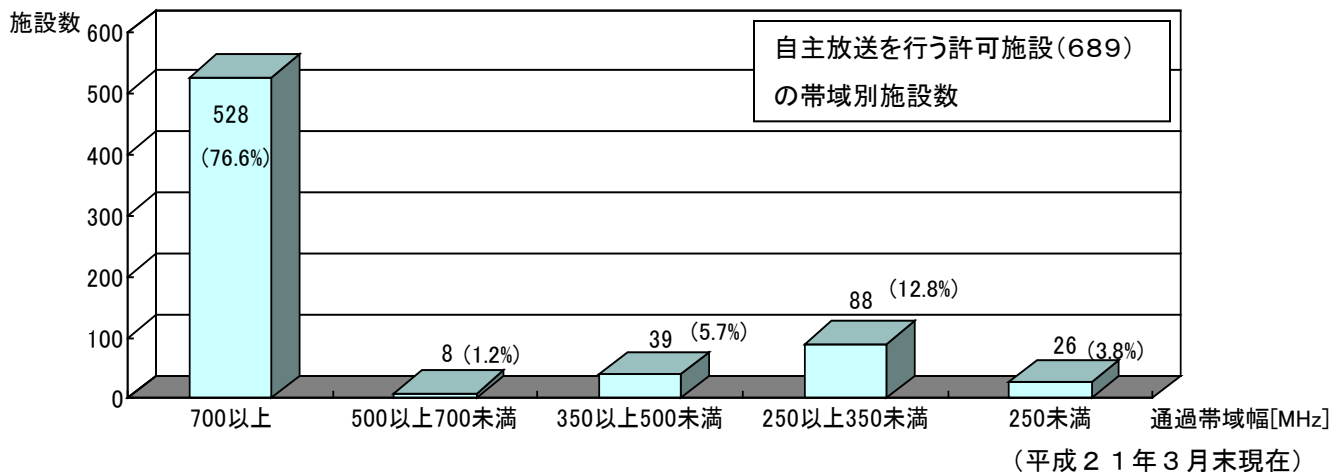
自主放送を行う許可施設（689）
のうち幹線に光ファイバを導入
している施設数は578施設



□ 光ファイバ導入の施設数
□ それ以外の施設数

（平成21年3月末現在）

3 広帯域化の現状



注 本頁における許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

4 ケーブルテレビ事業者の伝送路の現状

○有線テレビジョン放送事業者における地域別FTTH導入状況

H21年9月末現在
※()内は、H21.6月末現在の施設数
(501端子以上)

	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
FTTHを導入する有線テレビジョン放送施設数	6 (6)	14 (12)	19 (19)	23 (22)	10 (10)	11 (11)	18 (17)	26 (25)	19 (16)	16 (12)	0 (0)	162 (150)
内BS-IFパススルー実施施設数	3 (3)	8 (7)	4 (4)	13 (12)	1 (1)	4 (4)	4 (3)	3 (3)	11 (8)	4 (3)	0 (0)	55 (48)

○電気通信役務利用放送事業者の伝送路の現状

※()内は、H21.6月末現在の事業者数 H21年9月末現在

	同軸方式	HFC方式	FTTH方式
再送信及び自主放送を行う事業者 注	0 (0)	14 (13)	12 (11)
IPマルチキャスト方式により自主放送のみを行う事業者	0 (0)	0 (0)	4 (4)
IPマルチキャスト方式により再送信及び自主放送を行う事業者	0 (0)	0 (0)	1 (1)

注：HFC方式とFTTH方式を併用している事業者が9ある。

(4) ケーブルテレビのデジタル化等対応状況

ア ケーブルテレビのデジタル化等高度化のための技術基準

策定済の技術基準等	策定期期
デジタル有線テレビジョン放送方式（64QAM） デジタル化により、多チャンネル化、高品質化等を実現する方式	平成8年12月
地上デジタル放送（OFDM）パススルー方式 地上デジタル放送の変調方式を変換せずに再送信する方式	平成12年4月
複数トランスポートストリーム（TS）伝送方式 BSデジタル放送における複数TS伝送方式を、単一TS伝送方式で再送信する方式	平成12年8月
トランスポートストリーム分割方式 東経110度CSデジタル放送のデジタル放送サービスを再送信する方式	平成14年7月
地上デジタル放送等の受信設備に関する品質基準（ビット誤り率）の導入	平成15年7月
FTTHなどによるケーブルテレビネットワークの高度化に必要となる規定の整備	平成17年12月
BS-IF等パススルー伝送の方式の追加及びケーブルテレビシステムの伝送帯域拡大及び大容量化等に関する規定の整備（H. 264, 256QAMの導入等）	平成19年10月

イ 民間における標準化作業状況

- ① （社）日本CATV技術協会では、国内のケーブルテレビ業界における民間規格として、上記の技術基準を踏まえ、CATV装置、CATVシステムの測定法等に係る標準規格を策定。
- ② 日本ケーブルラボ（（社）日本ケーブルテレビ連盟に付置。平成21年12月に解散）では、これまでに、システムを共通化し相互接続・相互運用性を確保するため、国内標準に沿って、ケーブルテレビ事業者の共通の運用形態を踏まえた仕様（日本ケーブルラボ仕様）を策定。
平成21年10月には、これらの取組をさらに強化すべく、新たに一般社団法人日本ケーブルラボが設立され、活動を開始。

ウ 「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入状況

- 平成21年9月末現在、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供している事業者は、286社（53.4%）（※1）。

前々回調査（H21.3月末時点）では、243社（45.8%）、前回調査（H21.6月末時点）では、258社（48.6%）

導 入 状 況

（ ）内は、前回調査時（H21.6月末時点）

料 金 (※2)	事業者数	割 合 (※3)
無 料	8 (8)	2.8% (3.1%)
1円～ 500円	31 (29)	10.8% (11.2%)
501円～1,000円	136 (120)	47.6% (46.5%)
1,001円～1,500円	54 (48)	18.9% (18.6%)
1,501円～2,000円	40 (39)	14.0% (15.1%)
2,001円～2,500円	16 (13)	5.6% (5.0%)
2,501円～	1 (2)	0.3% (0.4%)
合 計	286 (243)	100% (100%)

※1 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者のうち自主放送を行う536事業者を対象として調査を行ったもの。（一部の地域のみサービスを提供している事業者を含む。）

※2 STBのレンタル料金を含まない月額料金（税抜き）

※3 各項目の割合は四捨五入して表記している。

〔用語集〕

- トランスモジュレーション：電波で受信したデジタル放送を、ケーブルテレビの伝送に適した変調方式に変換して伝送する方式。トランスモジュレーション方式は、他のメディアが生成・運用して放送あるいは配信されているTSを、TS内で使用されている諸々の識別子値含めて内容を変更することなくケーブルテレビ事業者が運用するケーブル分配システムを通して視聴者のSTBに伝送する方式である。
- パススルー：電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。受信した放送信号をそのままの信号方式で、同じ周波数または周波数変換してCATVシステムに送出する方式。
- リマックス：デジタル放送の信号の中から、個別に番組を選択し再多重してケーブルテレビの伝送に適した変調方式で加入者宅まで伝送する方式。再多重して加入者へ送信するため、少ない空き帯域で、ケーブルテレビ局独自のチャンネル編成ができるほか、ケーブルテレビ局による視聴者管理、独自のEPG（Electronic Program Guide：電子番組ガイド）の提供なども可能。
- デジアナ変換：デジタル放送をヘッドエンドでアナログ方式に変換して加入者宅まで伝送する方式。
- トランスポートストリーム：MPEG-2システム規格で規定されたトランスポートストリーム。TSパケットのみが連続するストリーム（TSパケット列）であって、かつPAT、PMTを必ず含む。複数のサービス（番組）をその中に多重して伝送できる。デジタル信号を様々な機器の間でやり取りする時の標準的な信号の形態。具体的には、IDをつけられた複数の映像、音声、データ信号がまとめられたもので、さらにある番組を取り出す時にはどのIDの信号を取り出せばよいかということを記述したテーブルも添付。

※これらの視聴のためには、テレビ受信機のチャンネルプリセットが必要な場合や、STB・周波数コンバータなどの機器が必要であるため、必ずしも全世帯で現に受信しているとは限らない。

(5) ケーブルテレビの経営状況

…平成20年度末…

I 経営状況調査対象事業者数の推移

自主放送を行う許可施設のケーブル事業者のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人を調査対象としている。平成20年度は、307社を対象としている。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象事業者数	310	311	311	310	307

II 有線テレビジョン放送事業者の経営状況

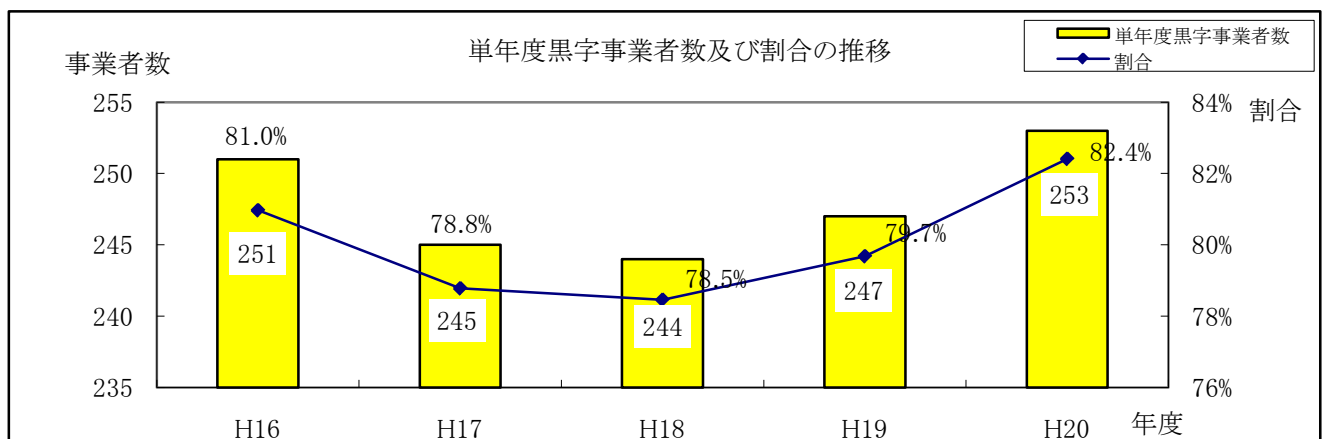
有線テレビジョン放送事業者の経営状況は、順調に改善してきており、昨年に引き続き黒字となった。307社中253社(82.4%)が単年度黒字となり、経営の改善が確実に図られている。

(金額単位 百万円 : 前年度比増減率 %)

区分 事業の別	事業 社数	営業収益 〔前年度比〕	営業費用 〔前年度比〕	営業利益 〔前年度比〕	経常利益 〔前年度比〕	当期利益 〔前年度比〕
全事業の総額	307	739,909 〔+4.2%〕	654,695 〔+3.6%〕	85,215 〔+8.7%〕	75,700 〔+5.8%〕	43,943 〔+22.3%〕
うちケーブルテレビ事業	〔310〕	466,725 〔-1.7%〕	430,936 〔-1.3%〕	35,789 〔-6.3%〕		

注1 この資料は、平成20年度以前に開局した有線テレビジョン放送事業者の営業報告書等により、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

注2 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。

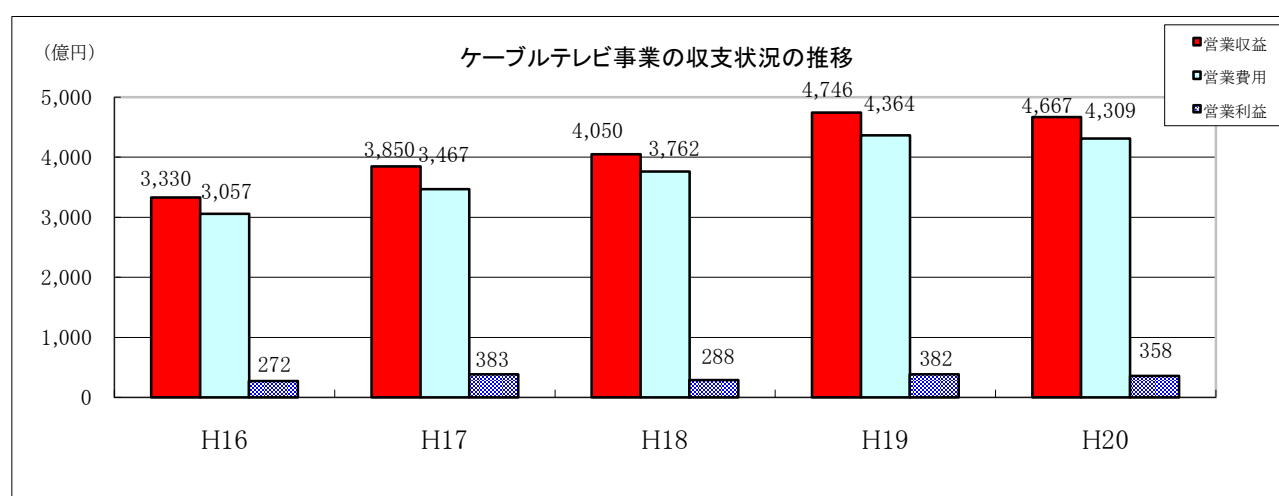


Ⅲ ケーブルテレビ事業の収支状況

ケーブルテレビ事業の営業収益は、4,667億円となり、対前年度比98.3%となった。また、営業利益は、358億円で対前年度比93.7%となり、微減となった。

(金額単位 億円 : 前年比単位 %)

事業者数	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	310		311		311		310		307	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
営業収益	3,533	106.1%	3,850	109.0%	4,050	105.2%	4,746	117.2%	4,667	98.3%
営業費用	3,244	106.1%	3,467	106.9%	3,762	108.5%	4,364	116.0%	4,309	98.7%
営業利益	288	105.7%	383	132.8%	288	75.2%	382	132.6%	358	93.7%



(6) ケーブルテレビ連携の主な動き

広域連携

地域において隣接する事業者が、ネットワークを整備し連携

- (例) **富山県** 富山県ケーブルテレビ協議会参加15事業者が、「いきいきネット富山」のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドを共用、番組交換、IP電話事業、県議会生中継、防災・災害情報提供システムの共同運用を実施
- 三重県** 県内9事業者がCATV網を相互接続することにより、高速大容量のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドの共用・インターネットサービスを実施

県の整備する広域ネットワークを利用した連携

- (例) **佐賀県** 「特定非営利活動法人NetComさが」参加10事業者が、県の整備した光ファイバ網を利用し、インターネットサービス、ローカルコンテンツの提供、デジタルヘッドエンドの共用を実施。
- 大分県** 「豊の国ハイパーネットワーク」を活用し、デジタルヘッドエンドの共同利用を実施、ローカルコンテンツの提供、IP電話事業を計画

デジタルヘッドエンドの共用・共同事業の展開

- (例) **日本デジタル配信(株)(JDS)**
電鉄会社等が中心となり、デジタルヘッドエンドの共用・デジタルコンテンツの大規模な配信等を関東圏等において実施
- (株)東海デジタルネットワークセンター(TDNC)**
ケーブルテレビ事業者が中心となり、デジタルヘッドエンド共用、IP電話事業等の共同事業を東海圏において実施
- (株)東京デジタルネットワーク(TDN)**
デジタルヘッドエンドの共用、ローカルコンテンツの相互活用、放送機器・番組の共同購入等を関東圏において実施

番組の共同購入、共同イベント開催等の連携

- (例) **(株)東北ケーブルテレビネットワーク(TCN)**
ケーブルテレビ事業者が中心となり、番組や機材等の共同購入、広告・イベント開催等の共同事業を東北圏において実施

M S O

持ち株会社方式によるケーブルテレビ経営の効率化等

(H21.12月末現在)

- (例) **(株)ジュピターテレコム**
外資企業及び商社が中心となり、経営の効率化等を図るもの、グループ23社、北海道・関東・近畿・九州で事業展開
- ジャパンケーブルネット(株)(JCN)**
メーカー及び商社等が中心となり、経営の効率化等を図るもの、グループ17社、首都圏を中心に事業展開

2 ケーブルテレビの支援策

ケーブルテレビに対する主な支援措置（概要）

	支 援 措 置 の 概 要
財 政 支 援	● 地域情報通信基盤整備推進交付金 (1) 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1／3） (2) (1) を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1／3） (3) 第三セクター法人（交付率：1／4）
金 融 支 援	● 電気通信基盤充実臨時措置法に基づく高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する事業者に対する債務保証及び利子助成 ○ 特定通信・放送開発事業円滑化法に基づく独立行政法人情報通信研究機構からの利子補給 ● ふるさと融資制度における雇用要件の緩和措置
税 制 支 援	● 高度有線テレビジョン放送施設に関する税制 高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する事業者に対する税制支援制度 (1) 光ファイバケーブル（幹線）の取得価額の5％を特別償却 (2) 光ファイバケーブル（幹線）、光端局装置の固定資産税の課税標準を取得後5年度分1／5軽減 ○ 電気通信システム信頼性高度化促進税制 非常用電源装置の固定資産税の課税標準を取得後5年度分1／6軽減 ○ 中小企業等基盤強化税制 事業基盤強化のための機械及び装置を取得した場合、7％の税額控除又は30％の特別償却 ○ 工事負担金の圧縮記帳制度

（注）●については、詳細別紙参照

地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）を是正するとともに、その利活用を促進することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

1 施策の概要

FTTH、ケーブルテレビ、ADSL、衛星など地域間の情報格差是正に必要なとなる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援。

○ 交付対象主体及び交付率

① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）

（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

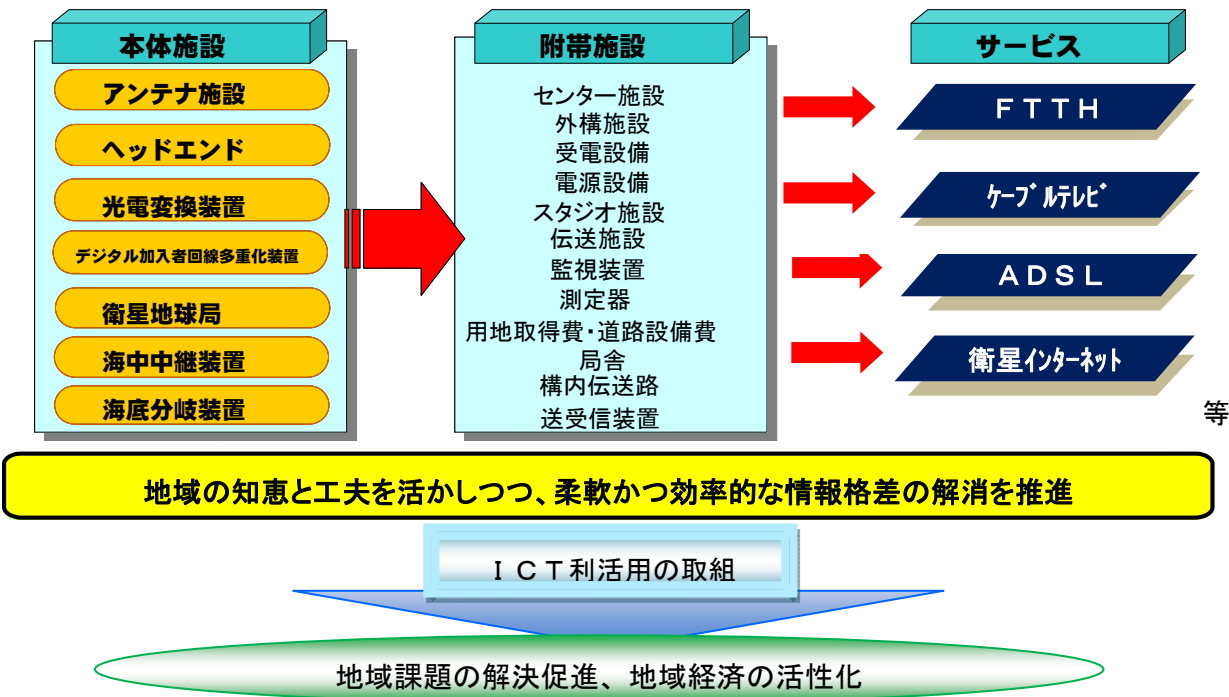
② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）

（注1）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

（注2）定住自立圏の取組を推進するための基盤となる設備として、遠隔医療等に不可欠な送受信装置等も交付対象。

③ 第三セクター法人（交付率：1/4）

2 イメージ図



3 開始年度

18年度

4 所要経費

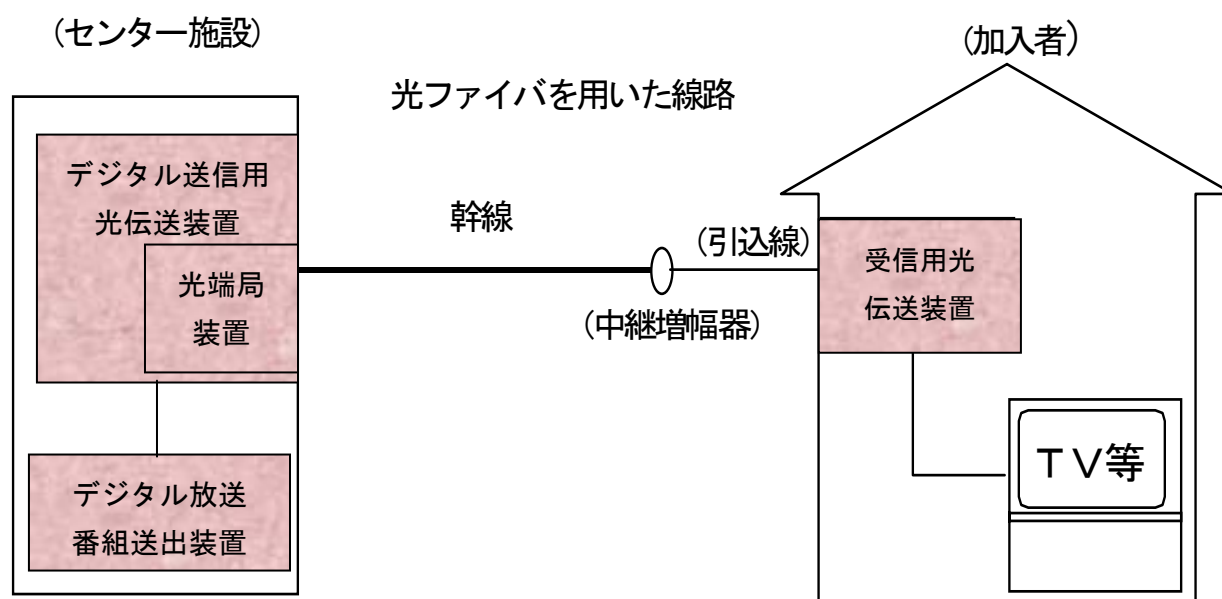
・平成21年度補正予算額 ・平成21年度予算額 ・平成20年度予算額
一般会計 43,317百万円 7,870百万円 6,200百万円
(ブロードバンド・ゼロ地域の解消)

高度有線テレビジョン放送施設整備事業

1 対象となる施設

○ 有線テレビジョン放送施設の広帯域化、高品質化のために必要となる設備

- 1 光ファイバケーブル（幹線）
- 2 デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を受信し、デジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光信号の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続されるもの）
- 3 受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるもの）
- 4 デジタル放送番組送出装置（デジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送の放送番組を制作し、これを送出する機能を有する装置であって、デジタル送信用光伝送装置に接続されるもの）（債務保証に限る。）



2 支援措置

1 利子助成

認定事業者に対する銀行その他金融機関からの資金の貸付けについて、独立行政法人情報通信研究機構が利子の一部について助成を行う。

2 国税：所得税、法人税の特例措置

認定事業者が、光ファイバケーブル（幹線）※を取得した場合、初年度の特別償却が可能。
（平成20年4月1日～平成22年3月31日）

- ・ 光ファイバケーブル 特別償却 5%

（※）対象地域：①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄（離島に限る）

3 地方税：固定資産税の特例措置

認定事業者が、光ファイバケーブル（幹線）及び端末系光端局装置を取得した場合、課税標準を取得後5年度分軽減する。（平成20年4月1日～平成22年3月31日）

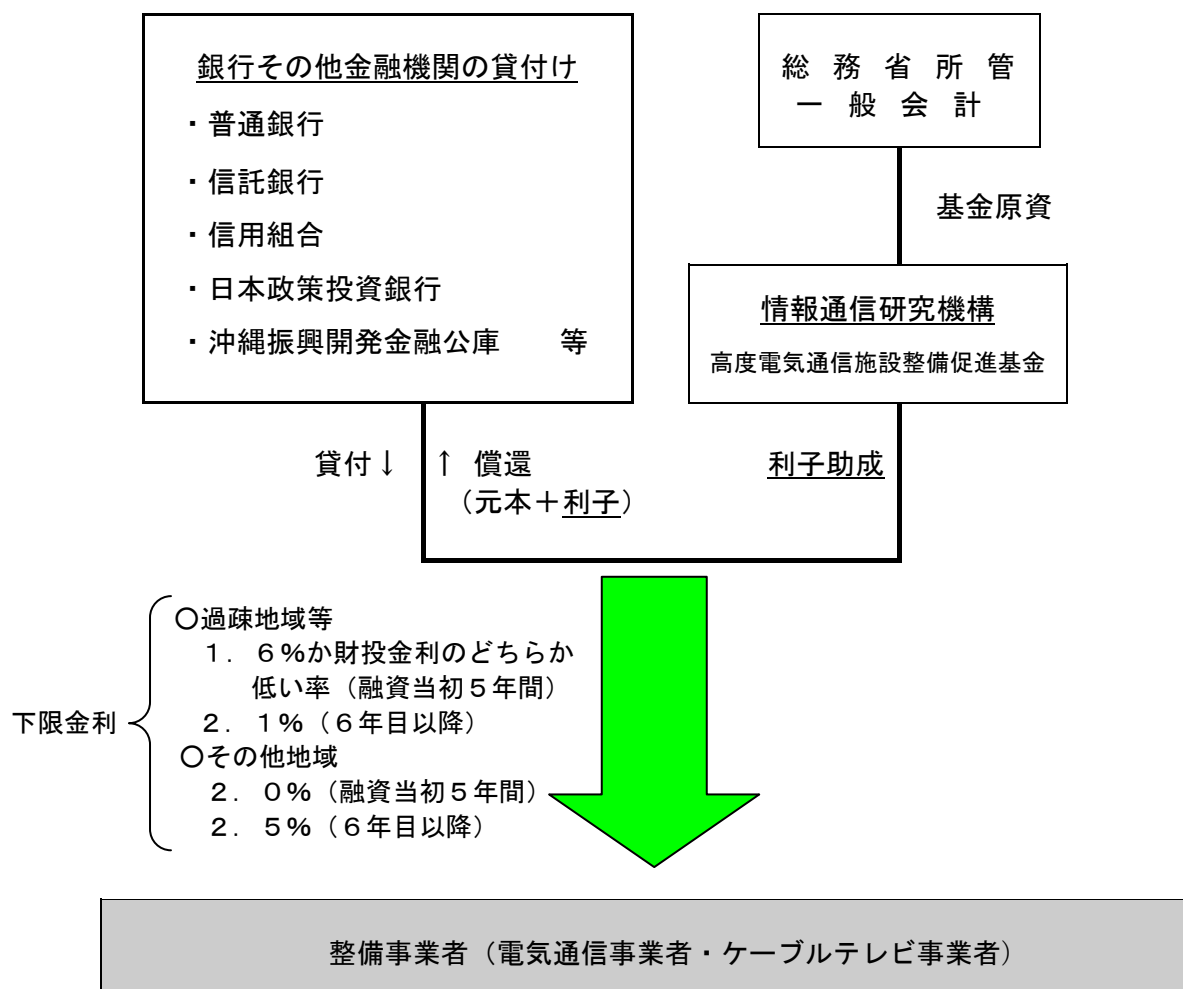
- ・ 光ファイバケーブル 課税標準 4 / 5
- ・ 光端局装置 課税標準 4 / 5

4 債務保証

認定事業者が、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に要する資金の借入等を行う場合、独立行政法人情報通信研究機構が債務を保証する。

<利子助成制度の仕組み>

銀行その他金融機関の貸付けに対して、独立行政法人情報通信研究機構がその利子の一部を助成する制度。



ふるさと融資制度に係る特例措置について

1 目的

条件不利地域における加入者系光ファイバ等の整備促進を目的として、ケーブルテレビ事業者に対して、ふるさと融資制度(※1)の利用に関して、雇用要件について弾力的な取扱いを認めるもの。

2 制度概要

1. 対象者
 - 有線テレビジョン放送事業者
2. 対象事業
 - ケーブルテレビ施設の光化及びデジタル化等、加入者系光ファイバ網整備事業
3. 対象地域
 - (1) 過疎地域
 - (2) 離島振興対策実施地域
 - (3) 奄美群島
 - (4) 小笠原諸島
 - (5) 特別豪雪地帯
 - (6) 振興山村
 - (7) 半島振興対策実施地域
 - (8) 沖縄県

4. 特例措置の内容

地域総合整備財団（ふるさと財団）、地方公共団体が実施する無利子融資制度である地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資制度）に関して、雇用要件について、弾力的な取扱い(※2)を認めるもの。

※1) 「ふるさと融資制度」の概要

以下の条件の範囲内で、地方債を原資として、地方公共団体から民間事業者に対して、無利子融資を実施するもの（融資案件に係る総合的な調査・検討については、地域総合整備財団（ふるさと財団）が担当。）。

1. 対象者： 民間事業者
2. 対象事業： 地域の振興・活性化につながるあらゆる分野の民間事業
3. 対象地域： 全国
4. 融資上限額（平成22年3月末まで）：
 - (1) 都道府県・政令指定都市 24億円（過疎地域等については、30億円）
 - (2) 市町村 6億円（過疎地域等については、7.5億円）
5. 融資比率： 総借入額の20%（過疎地域等については、25%）
6. 融資要件：
 - (1) 事業に係る新規雇用者の増加が、都道府県・政令市から融資を受ける場合は10人以上、政令市以外の市町村から融資を受ける場合は5人以上であること。
 - (2) 用地取得費を除く設備投資額が2500万円以上であること 等

※2) 「弾力的な取扱い」について

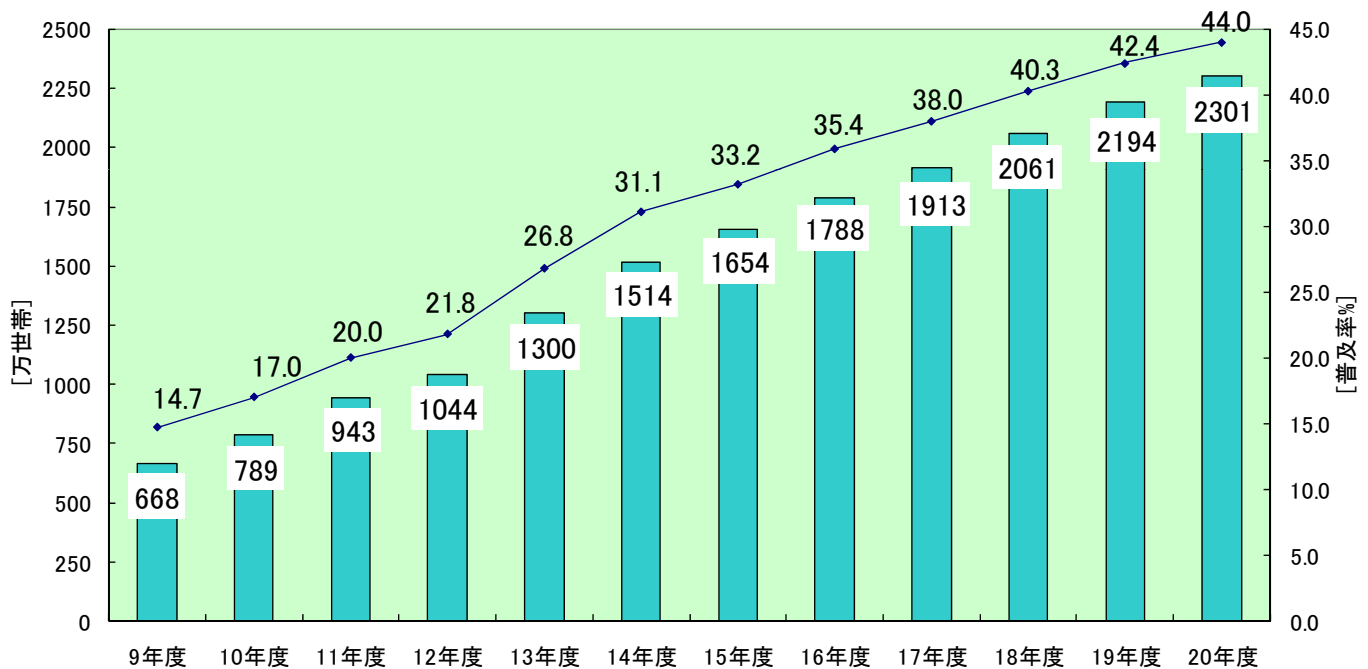
当該事業と一体的に行われる各種の地域振興事業（企業誘致、公共的アプリケーション施設の整備等）において、都道府県・政令市から融資を受ける場合は10人以上、政令市以外の市町村から融資を受ける場合は5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる場合に、ふるさと融資の貸付の対象とするもの。

3 参 考 资 料

ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

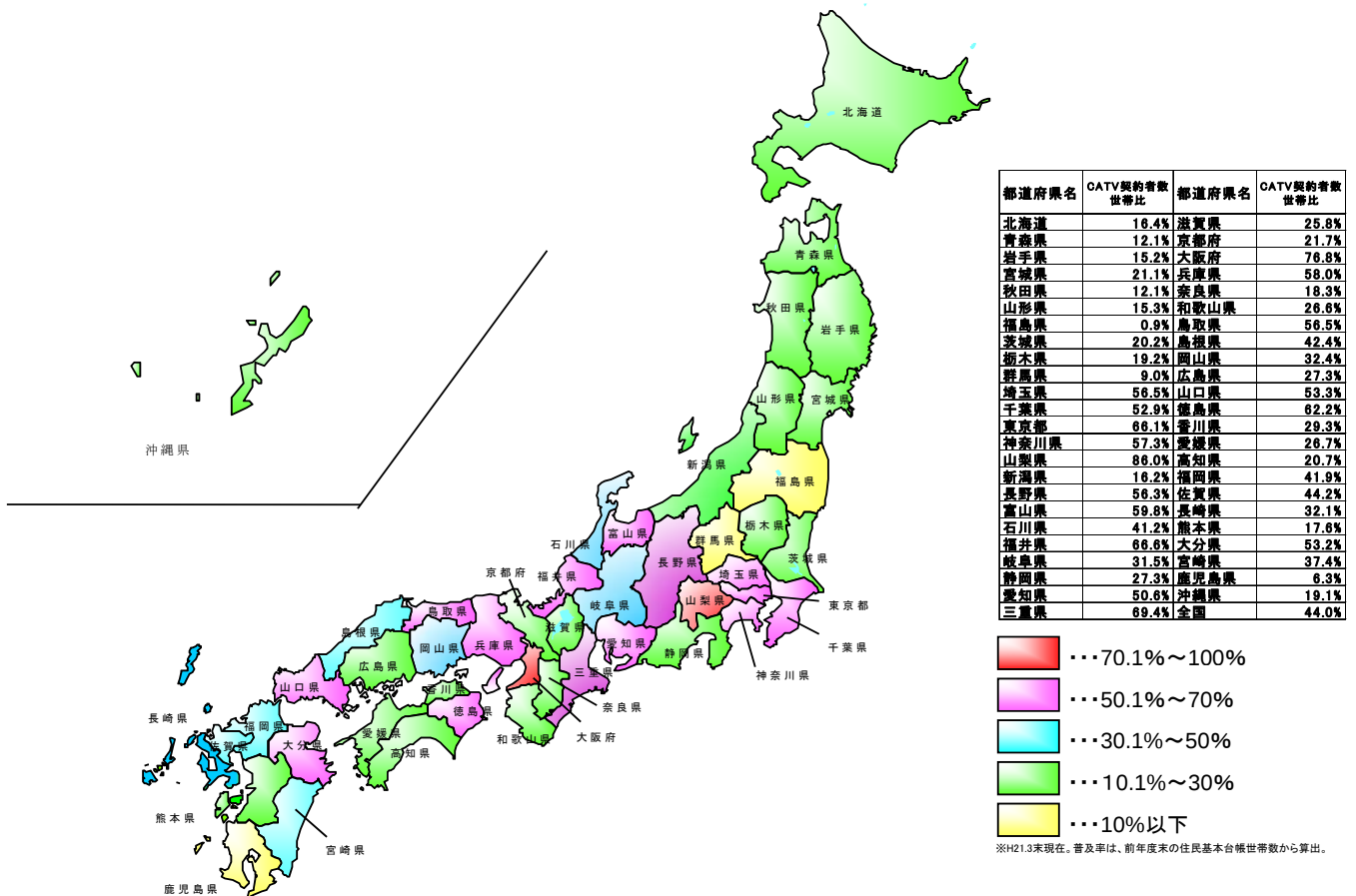


- ・ ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加し、平成21(2009)年3月末には2,301万世帯。
- ・ 普及率は44.0%まで上昇。 ※ 自主放送を行う許可施設



※1 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について



ケーブルテレビの普及状況（都道府県別）

（平成20年度末）

	許可施設						届出施設						小規模施設			計		
	自主放送あり			自主放送なし			自主放送あり			自主放送なし								
	施設数	受信契約者数	普及率	施設数	受信契約者数	普及率	施設数	受信契約者数	普及率	施設数	受信契約者数	普及率	施設数	受信契約者数	普及率	施設数	受信契約者数	普及率
北海道	13	428,186	16.4%	18	43,885	1.7%	3	345	0.0%	1,156	144,065	5.5%	3,699	71,000	2.7%	4,889	687,481	26.3%
青森県	4	68,258	12.1%	10	9,385	1.7%	1	129	0.0%	223	28,063	5.0%	245	5,169	0.9%	483	111,004	19.6%
岩手県	12	76,077	15.2%	6	6,839	1.4%	1	195	0.0%	415	47,568	9.5%	460	9,863	2.0%	894	140,542	28.1%
宮城県	6	187,731	21.1%	22	22,913	2.6%	3	15	0.0%	618	90,345	10.1%	675	14,200	1.6%	1,324	315,204	35.4%
秋田県	3	50,271	12.1%	1	680	0.2%	0	0	0.0%	228	25,447	6.1%	287	6,184	1.5%	519	82,582	19.8%
山形県	4	60,595	15.3%	2	1,072	0.3%	0	0	0.0%	236	27,845	7.0%	490	8,942	2.3%	732	98,454	24.9%
福島県	3	6,802	0.9%	18	18,484	2.5%	1	100	0.0%	550	73,484	9.9%	515	12,150	1.6%	1,087	111,020	15.0%
茨城県	11	220,517	20.2%	19	28,298	2.6%	7	215	0.0%	417	54,360	5.0%	274	5,919	0.5%	728	309,309	28.3%
栃木県	16	142,250	19.2%	13	9,509	1.3%	1	239	0.0%	188	26,428	3.6%	164	3,633	0.5%	382	182,059	24.6%
群馬県	10	67,612	9.0%	11	14,937	2.0%	0	0	0.0%	359	40,443	5.4%	524	10,159	1.3%	904	133,151	17.7%
埼玉県	40	1,597,970	56.5%	116	267,881	9.5%	5	1,385	0.0%	1,918	298,039	10.5%	1,089	23,192	0.8%	3,168	2,188,467	77.4%
千葉県	22	1,321,599	52.9%	91	138,861	5.6%	2	11	0.0%	1,634	244,478	9.8%	987	19,527	0.8%	2,736	1,724,476	69.0%
東京都	39	4,071,594	66.1%	177	728,724	11.8%	20	905	0.0%	6,325	982,852	16.0%	5,288	113,904	1.8%	11,849	5,897,979	95.7%
神奈川県	23	2,197,392	57.3%	128	204,550	5.3%	2	454	0.0%	2,887	430,236	11.2%	2,213	47,381	1.2%	5,253	2,880,013	75.1%
新潟県	13	135,517	16.2%	4	2,844	0.3%	2	192	0.0%	497	62,094	7.4%	542	10,998	1.3%	1,058	211,645	25.3%
富山県	15	229,009	59.8%	0	0	0.0%	3	450	0.1%	64	7,594	2.0%	115	2,297	0.6%	197	239,350	62.5%
石川県	15	179,501	41.2%	2	1,098	0.3%	3	25	0.0%	288	36,220	8.3%	351	7,936	1.8%	659	224,780	51.6%
福井県	12	179,131	66.6%	0	0	0.0%	1	290	0.1%	84	7,390	2.7%	186	3,868	1.4%	283	190,679	70.9%
山梨県	25	284,624	86.0%	3	3,659	1.1%	2	623	0.2%	119	15,325	4.6%	106	3,343	1.0%	255	307,574	92.9%
長野県	51	453,140	56.3%	3	1,855	0.2%	5	1,488	0.2%	204	22,309	2.8%	248	5,487	0.7%	511	484,279	60.2%
岐阜県	17	230,776	31.5%	51	72,150	9.9%	6	1,447	0.2%	469	64,712	8.8%	329	8,495	1.2%	872	377,580	51.6%
静岡県	20	386,008	27.3%	32	39,452	2.8%	4	1,060	0.1%	513	67,518	4.8%	501	11,438	0.8%	1,070	505,476	35.8%
愛知県	15	1,428,942	50.6%	75	216,080	7.7%	1	6	0.0%	1,398	193,882	6.9%	1,378	26,552	0.9%	2,867	1,865,462	66.1%
三重県	12	493,646	69.4%	14	73,259	10.3%	1	238	0.0%	119	15,757	2.2%	101	2,527	0.4%	247	585,427	82.4%
滋賀県	8	127,844	25.8%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	468	62,161	12.5%	603	12,405	2.5%	1,080	202,410	40.8%
京都府	9	238,134	21.7%	26	61,870	5.6%	5	694	0.1%	1,390	192,604	17.6%	1,713	36,353	3.3%	3,143	529,655	48.3%
大阪府	33	2,935,580	76.8%	108	166,491	4.4%	40	3,699	0.1%	5,781	929,513	24.3%	3,521	80,043	2.1%	9,483	4,115,326	107.7%
兵庫県	20	1,329,658	58.0%	52	66,971	2.9%	26	2,628	0.1%	2,199	331,001	14.4%	2,065	48,699	2.1%	4,362	1,778,957	77.6%
奈良県	5	99,689	18.3%	3	2,607	0.5%	1	98	0.0%	439	52,598	9.6%	508	10,718	2.0%	956	165,710	30.4%
和歌山県	4	112,775	26.6%	3	2,335	0.6%	2	389	0.1%	299	39,158	9.3%	371	9,052	2.1%	679	163,709	38.7%
鳥取県	7	126,533	56.5%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	116	10,499	4.7%	89	2,237	1.0%	212	139,269	62.2%
島根県	9	115,863	42.4%	0	0	0.0%	4	394	0.1%	210	18,780	6.9%	218	3,929	1.4%	441	138,966	50.8%
岡山県	17	248,776	32.4%	6	7,617	1.0%	6	499	0.1%	565	61,748	8.1%	548	11,500	1.5%	1,142	330,140	43.0%
広島県	17	329,887	27.3%	10	8,435	0.7%	3	446	0.0%	781	89,307	7.4%	904	19,634	1.6%	1,715	447,709	37.0%
山口県	17	339,687	53.3%	7	6,342	1.0%	6	624	0.1%	283	34,570	5.4%	272	5,406	0.8%	585	386,629	60.7%
徳島県	19	196,852	62.2%	11	10,760	3.4%	3	262	0.1%	200	22,689	7.2%	182	4,564	1.4%	415	235,127	74.3%
香川県	8	118,657	29.3%	3	2,177	0.5%	5	627	0.2%	124	14,997	3.7%	94	2,212	0.5%	234	138,670	34.3%
愛媛県	11	166,356	26.7%	2	1,209	0.2%	12	516	0.1%	419	44,455	7.1%	538	11,632	1.9%	982	224,168	36.0%
高知県	6	71,695	20.7%	1	711	0.2%	5	467	0.1%	259	23,123	6.7%	355	9,395	2.7%	626	105,391	30.4%
福岡県	10	892,383	41.9%	20	24,640	1.2%	3	310	0.0%	931	119,002	5.6%	1,318	25,801	1.2%	2,282	1,062,136	49.9%
佐賀県	21	134,830	44.2%	2	2,059	0.7%	2	41	0.0%	95	10,707	3.5%	152	3,415	1.1%	272	151,052	49.5%
長崎県	15	194,803	32.1%	1	570	0.1%	4	553	0.1%	245	27,970	4.6%	144	3,956	0.7%	409	227,852	37.6%
熊本県	6	126,482	17.6%	0	0	0.0%	1	2	0.0%	278	29,464	4.1%	583	12,086	1.7%	868	168,034	23.4%
大分県	25	266,379	53.2%	2	2,488	0.5%	4	1,294	0.3%	169	18,709	3.7%	412	8,491	1.7%	612	297,361	59.4%
宮崎県	4	184,652	37.4%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	150	14,599	3.0%	171	3,814	0.8%	325	203,065	41.2%
鹿児島県	13	49,246	6.3%	3	6,211	0.8%	3	111	0.0%	498	58,194	7.5%	400	9,939	1.3%	917	123,701	15.9%
沖縄県	4	103,287	19.1%	0	0	0.0%	3	126	0.0%	82	7,067	1.3%	161	2,805	0.5%	250	113,285	20.9%
合計	689	23,007,196	44.0%	1,076	2,279,908	4.4%	213	23,592	0.0%	36,890	5,219,369	10.0%	36,089	772,250	1.5%	74,957	31,302,315	59.8%

※普及率は、平成19年度末の住民基本台帳世帯数から算出したもの

ケーブルテレビの運用主体別事業者数等
(自主放送を行う許可施設)

(平成20年度末)

運営主体		事業者数		施設数		加入世帯数
株式会社等	営利法人	326	92 17.3%	423	146 21.2%	5,562,299 24.2%
	三セク		234 44.1%		277 40.2%	16,115,582 70.0%
地方公共団体		160 30.1%		201 29.2%		659,046 2.9%
公益法人		8 1.5%		27 3.9%		553,584 2.4%
その他		37 7.0%		38 5.5%		116,685 0.5%
合計		531 100.0%		689 100.0%		23,007,196 100.0%

注 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

有線テレビジョン放送法の概要

1. 法の概要

- 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正なものとし、受信者の保護、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ること等を目的として、昭和47年に制定、昭和48年1月から施行されたもの。
- 一定規模を超える有線テレビジョン放送施設(*1)を設置して、有線テレビジョン放送を行おうとする場合、施設の設置について総務大臣の許可を必要とし、設備側について規律するとともに、有線テレビジョン放送業務を行おうとする場合、総務大臣への届出を必要とし、別途、業務側について規律。
- なお、有線テレビジョン放送施設を設置する者は、同時に有線テレビジョン放送業務を行う者であることが予定されているが、自ら施設を設置することなく、他の有線テレビジョン放送施設設置者の施設を利用して、業務の届出のみで有線テレビジョン放送を行うこと（チャンネルリース）も認められているところ。（ソフト／ハード一致型が原則であるが、有線テレビジョン放送施設を利用する範囲内で分離型も認められている。）

2 具体的な規律

【施設側の規律】

- ・施設の設置・変更には総務大臣の許可（*2）
 - （注）許可の基準
 - 1）施設計画の合理性・実施確実性
 - 2）技術基準への適合性
 - 3）経理的・技術的能力
 - 4）自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性
- ・有線テレビジョン放送のために設けられた技術基準への適合義務
- ・チャンネルリースを求められた際の提供義務 等

【業務側の規律】

- ・業務を行う場合には総務大臣へ届出
- ・テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者に対し、当該放送の再送信を義務付け（*3）
- ・放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要。それに関して大臣裁定制度を整備
- ・業務区域内での役務提供義務
- ・番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用 等

*1 引込端子数が500端子を超える施設。なお、500端子以下の場合には、施設面について、有線電気通信法のための規律の適用を受ける。

*2 施設計画、使用する周波数、施設の概要を変更する場合にも許可を要する。その他の事項及び軽微な事項と認められている施設の概要を変更する場合には届出を要する。

*3 これまで義務付けされた例なし。

電気通信役務利用放送法の概要 (有線役務利用放送関係)

目 的

通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能とする。

内 容

放送設備の全部又は一部について、自ら設置することなく電気通信事業を営む者の電気通信設備を利用して放送を行おうとする場合、総務大臣の登録を受けなければならない。

有線テレビジョン放送法

放送
業務

有線テレビジョン放送法
【業務開始届出】

設備

有線テレビジョン放送法
【施設設置許可】

施設の設置には許可が
放送開始には届出が必要となる

電気通信役務利用放送法

電気通信役務利用放送
【登録】

↑ 電気通信役務の提供

電気通信事業者の設備
(電気通信事業法の適用のみ)

設備の全部又は一部を自ら設置する
ことなく放送を行う場合登録が必要となる

施行状況

平成14年1月より施行

登録事業者数 23 社 (平成21年12月現在)

有線役務利用放送事業者の登録状況

(H21.12月現在)

登録番号	会 社 名	登 録 日	方式
有役第1号	ビー・ビー・ケーブル株式会社	平成14年7月24日	IPマルチキャスト方式
有役第2号	東京ベイネットワーク株式会社	平成14年9月20日	従来方式
有役第3号	株式会社テレビ津山	平成15年9月1日	従来方式
有役第4号	KDDI株式会社	平成15年10月3日	IPマルチキャスト方式
有役第5号	株式会社メディアリンク	平成15年10月29日	従来方式
有役第6号	株式会社ケイ・キャット	平成15年11月18日	従来方式
有役第7号	株式会社愛媛シーエーティヴィ	平成15年12月26日	従来方式
有役第8号	株式会社オブティキャスト	平成16年2月25日	従来方式
有役第9号	株式会社ケーブルテレビジョン東京	平成16年3月24日	従来方式
有役第11号	株式会社JCN横浜	平成16年8月25日	従来方式
有役第12号	株式会社アイキャスト	平成17年5月26日	IPマルチキャスト方式
有役第13号	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	平成17年5月31日	従来方式
有役第14号	東京ケーブルネットワーク株式会社	平成17年6月15日	従来方式
有役第15号	株式会社STNet	平成17年8月5日	従来方式
有役第16号	近鉄ケーブルネットワーク株式会社	平成17年9月26日	従来方式
有役第17号	豊島ケーブルネットワーク株式会社	平成18年10月24日	従来方式
有役第18号	鹿児島光テレビ株式会社	平成19年4月24日	従来方式
有役第19号	株式会社ジェイコム東京	平成20年1月31日	従来方式
有役第20号	株式会社クーレボ	平成20年2月29日	IPマルチキャスト方式
衛役第18号	株式会社USEN [※]	平成20年9月11日	IPマルチキャスト方式
有役第21号	株式会社ジェイコム福岡	平成21年3月2日	従来方式
有役第22号	株式会社ケーブルテレビ山形	平成21年8月24日	従来方式
有役第23号	ニューデジタルケーブル株式会社	平成21年11月19日	従来方式

※H14.9.27に衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録済み。

ケーブルテレビの制度に関する改正状況

ケーブルテレビが地域における中核的情報通信基盤としての発展を可能とするための様々な制度改正等を実施。

(平成5年12月以降分を掲載)

- ①有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和
 - ・地元事業者要件（地元活動の基盤を有すること）の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。（平成5年12月）
 - ・審査基準の改正により、市町村の一部区域のみを施設区域とすることが認められる場合を明確化。（平成21年12月）
- ②外資規制等の緩和・撤廃
 - ・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。（平成5年12月）
 - ・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。（平成9年1月）
 - ・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。（平成10年2月）
 - ・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。（平成11年6月）
- ③有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等
 - ・設置許可等に係る手続きの簡素化（平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月）
 - ・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等（平成6年10月）
 - ・標準処理期間の短縮等（平成15年1月）
- ④複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止（平成6年9月）
競争により事業化が進んでいない地域の事業化の推進。
- ⑤ヘッドエンドの共用化（平成9年12月）
デジタル化を促進する観点から、複数事業者間のヘッドエンドの共有を可能とした。
- ⑥ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化（平成10年9月）
ケーブル敷設が事実上不可能な場合に、ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者までの伝送に無線システムを利用することを可能とした。
- ⑦合併・分割等の場合の手続の簡素化（平成11年6月、平成13年4月）
地位の承継規定を整備し、事業者に合併・分割等があった場合の手続を簡素化した。
- ⑧電気通信事業者が提供する電気通信設備等の電気通信役務の利用
 - ・公正有効競争の確保を前提として、ケーブルテレビ事業者による電気通信事業者の加入者系光ファイバ網（F T T H）の利用を認めることとした。（平成10年6月）
 - ・電気通信事業者の電気通信役務を利用した有線役務利用放送を制度化。（平成14年1月）
- ⑨ケーブルテレビネットワークの高度化に対応するため技術基準等を改正
 - ・F T T Hを用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備（平成17年12月）
 - ・B S - I F等パススルー伝送、その他新たな伝送方式等を用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備（平成19年10月）
- ⑩有線役務利用放送に関し、有料放送管理業務に係る規律の導入（平成20年4月）

地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

＜平成16年諮問第8号 第6次中間答申＞（抄） ＜ケーブルテレビ関係＞

（平成21年5月25日 情報通信審議会）

第4章 送信側の課題

5. ケーブルテレビのデジタル化の推進等

（1）現状

ケーブルテレビの加入世帯数は、平成21(2009)年3月末現在、約2,300万世帯（世帯普及率は44.0%）であり、このうち、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯数は約2,250万世帯に達している⁹。これは、「デジタル放送推進のための行動計画（第9次）」の中で設定された平成21(2009)年9月末までに2,240万世帯で地上デジタル放送を視聴可能とするという「当面の普及目標」を上回るものである。また、ケーブルテレビ施設の整備については、デジタル化対応を進める上で地域情報通信基盤整備推進交付金が有効に活用されている中で、平成22(2010)年末時点における地上デジタル放送への対応を未定としている事業者に対し、平成20(2008)年11月、今後の対応方針を明確にするよう総務省において働きかけを行ったところである。平成21(2009)年4月1日現在、ケーブルテレビ施設689施設中581施設（84.3%）において、ヘッドエンド設備のデジタル化が対応済みであり、ヘッドエンド設備のデジタル化対応が完了していない108施設のうち、地域住民の理解が得られていないなどの理由により、デジタル化対応に向けた具体的な計画が明確となっていないものが4施設（3.7%）のみであるなど、これまで順調に推移している。

一方、ケーブルテレビ事業者による営業活動については、総務省のコールセンター等にケーブルテレビ事業者が加入の勧誘を行う際の丁寧な説明を求める意見等が寄せられていること等を踏まえ、総務省において、平成20(2008)年12月、各ケーブルテレビ事業者に対し、ケーブルテレビ業界が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底することなど、視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組を行うよう要請した。また、（社）日本ケーブルテレビ連盟では、統一的な窓口で苦情等に対応しているほか、ケーブルテレビの営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるよう「重要事項説明書の業界標準」を策定（本年4月）するなどケーブルテレビ事業者による適切な営業活動に向けた取組を実施している。

（2）審議会における議論

- ケーブルテレビの営業に関する相談について、どこまでが行き過ぎた営業で、どこからがそうでないか線引きが難しいが、ケーブルテレビ業界として適切な対応が必要である。

⁹ 数値はいずれも平成21(2009)年5月25日現在の速報値。

- ケーブルテレビの営業については、利用者が地上デジタル放送をよくご存じであることを前提として行ったために相談事例に結びついたものもあると思うが、行き過ぎた面がなかったとは言えない。(社)日本ケーブルテレビ連盟で議論をし、営業活動に関するガイドラインを策定した。また、特に高齢者には重要事項説明の実施と親族の了解をあわせてもらうことで、問題に対処している。改善の方向で最大の努力をしている。

(3) 提言

① ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

ケーブルテレビは、地上デジタル放送への対応に加え、ブロードバンド環境の整備も併せて実現可能とするものであり、地域住民の生活向上や地域経済の活性化につながる情報通信基盤としての役割が期待されるものである。これまでケーブルテレビのデジタル化は、順調に推移しているところではあるが、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期にすべてのケーブルテレビ施設についてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等も活用しつつ、引き続きデジタル化を着実に推進することが適当である。

また、受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設におけるデジタル化改修、又はアンテナ対応で過大な負担を要する場合において、既契約者以外の国民に対しても、地上デジタル放送への対応としてケーブルテレビが有効な手段となり得るものであるという選択肢を積極的に提示していく等、地上デジタル放送への移行に一層大きな役割を果たしていくことが望まれる。

② ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

第5次中間答申において、「積極的に取り組むべき」と提言した事項（①地上デジタル放送再送信サービスの開始時期、内容、提供条件に関する周知等、②ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能エリア、加入費等の提供条件、工事費の目安などの情報の充実等、③個別アンテナによる直接受信の可能性など視聴者等が合理的な比較考慮を行うために必要な情報の提供等）に引き続き取り組むことに加え、ケーブルテレビ事業者による営業活動については、総務省のコールセンター等に、「高齢者への勧誘の際の説明が不十分」、「違約金を含む料金やサービスメニューに関する説明が不十分」、「広告内容が紛らわしい」といった苦情・相談が寄せられていることを重視し、引き続き、ケーブルテレビ業界が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底すること、営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるようにすること、受信者からの苦情・相談に誠実かつ迅速に対応すること等、適切な営業活動を行うために必要な取組が着実に進められることが必要である。

6. ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入の促進

(1) 現状

暫定的措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタル放送をアナ

ログ方式に変換して送信するサービス（デジアナ変換サービス（以下「デジアナ変換」という。）」については、当審議会が第 5 次中間答申の中で「ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべき」と提言したことを踏まえ、（社）日本ケーブルテレビ連盟において検討が進められた。その結果、①デジアナ変換の導入に関する国民的コンセンサスの形成、②暫定的な運用期間、導入に当たっての制約、③導入のための支援措置といったデジアナ変換の暫定的導入のための課題が整理されたほか、さらに検討を深めていくべき制度的な課題、技術的な課題、運用上の課題が取りまとめられた。

また、本年 3 月、石川県珠洲市で、同市を業務区域とするケーブルテレビ事業者の加入者（約 4,000 世帯）を対象に、デジアナ変換の有効性の検証や課題整理・データ収集を目的として、デジアナ変換の実証実験が実施された。加入者を対象に行われたアンケート調査の結果（回答数 894 件）では、以下のように地上アナログ放送停波後においてもアナログテレビでデジアナ変換を視聴することに多くの期待が寄せられた。

- ・ アナログテレビでデジアナ映像を視聴できることについては、良いとする回答が 69% を占めた（非常に良い（34%）、どちらかと言うと良い（35%）、特に何とも思わない（25%）、その他（6%））
- ・ 平成 23（2011）年 7 月以降もアナログテレビを継続使用する予定については、ある（37%）、ない（28%）、わからない（35%）
- ・ 平成 23（2011）年 7 月以降、デジアナ変換をアナログテレビで視聴するかについては、視聴したい（44%）、視聴したくない（17%）、わからない（39%）
- ・ デジアナ変換の画面については、違和感は特になし（33%）、多少違和感はあるが問題なし（28%）、画面が小さいと感じる（34%）、その他（5%）

また、主婦連合会の「平成 20（2008）年度 地上デジタル放送に関するアンケート調査報告書」においても、「地球温暖化が大きな問題となっています。地デジ化で大量の廃テレビが出ます。あなたは、新しいテレビへの買い換えについてどう思いますか？」という質問に対して、「できるだけ安いチューナーを普及させ、まだ使えるテレビを捨てないで使えるだけ使うべき」（49%）という回答がほぼ半数を占めている。

（2）審議会における議論

- デジアナ変換の終了時期については、衛星による暫定的難視聴対策事業の終了時に合わせるということが理解を得られやすいのではないかという意見もケーブルテレビ業界内にあり、平成 23（2011）年 7 月から 3 年程度衛星と同じにすると 3 年何カ月ということになるがというのが業界の一般的な声である。
- ケーブルテレビのデジアナ変換は、困難なケーブルテレビ事業者も想定されるため、周知広報の中で、実施事業者はどこなのか、周知広報する必要がある。周知広報が大切であり、いつまでやるのか、どこでやるのか等々、デジタルの普及の障害にならないような周知広報を、対象の事業者の方も含めて徹底してやっていただきたい。
- デジアナ変換の実施に関する情報については、住民だけではなくて、販売店やメー

カーの方などへも適時情報をご提供するということが必要だと考えている。

- ケーブルテレビに入っている方がどういう形でどのタイミングで自宅のテレビを買い替えるのか、あるいはケーブルテレビのデジアナ変換でどれぐらいの期間、現在使っているテレビを利用し続けることができるのか、各戸のテレビを管理している方が具体的なイメージをきちんと把握していることが非常に大事である。
- デジアナ変換再送信は、ケーブルテレビを通じての視聴者が手持ちのアナログテレビを通じても地デジを視聴できる仕組みとして、暫定的導入の意味は大きいと思われるが、導入にあたっては「暫定措置であることへの国民的理解の醸成」及び「デジタル受信機の普及に水を差さない周知の在り方とサービス開始時期」に、特に留意する必要がある。また、「導入の是非は最終的には各事業者が個別の状況に基づき判断」とされているが、事業者ごとに判断がまちまちであると、視聴者の混乱を招く。2300万世帯に及ぶケーブル経由の視聴者が公平にその恩恵に浴することができるよう、導入するからには可能な限り事業者もれなく実施すべきであり、行政としてもそれを可能とする施策を講じるべきである。
- デジアナ変換が、あくまで、暫定的に、一定期間の措置であることについては、関係者共通の理解をもつべき。そのために、国を中心に関連事項を確認し、必要な措置を取るべきである。また、デジアナ変換の実施を原則とし、デジアナ変換ができないケーブルテレビ事業者は例外とするべきである。なお、地域事情から、先行実施する事業者が出ることは理解できるが、その場合の遵守すべき事項もできるだけ早く整理すべきである。さらに、技術的課題の検討、条件整理の時期を明確にすべきではないか。

(3) 提言

① デジアナ変換の導入に関する国民的理解醸成

ケーブルテレビでもデジタル放送のメリットを享受するためには、ケーブルテレビによって地上デジタル放送の再送信が行われることが基本であるが、こうした地上デジタル放送の再送信と併せて行われるデジアナ変換は、

- ・ 使用可能なアナログ受信機を地上アナログ放送停波後においても廃棄せずに継続して使用したいという視聴者の要望への対応、
- ・ 2 台目、3 台目を含むアナログ受信機の買い換え等に要する視聴者の負担の平準化、
- ・ アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化

等に寄与することが期待される。また、ケーブルテレビについては、ケーブルテレビ事業者が送信側で一括してデジアナ変換をして信号を送るという手段を取り得ることから、視聴者による個々のアナログ受信機への簡易チューナーの取付けに対する代替的な選択肢となり得ることや電波とは異なり事業者自らが帯域の利用方法を決定できることなどから、平成 23（2011）年 7 月の地上デジタル放送への移行や、地上アナログ放送の終了のための環境を整備する観点から、視聴者がアナログ受信機をデジタル受信機に置き換えるのに必要な時間を提供する緊急避難的措置として導入を促進すること

が適当である。その際、デジタル受信機の普及に影響を及ぼさないように、こうしたデジアナ変換の導入の目的を国民、関係者にしっかり周知広報を行うことで、導入に関する国民の理解を醸成することが必要である。

② 暫定的な運用期間、導入に当たっての判断

一方で、デジアナ変換は、

- ・ ハイビジョン画質や 5.1 チャンネルサラウンドの高音質による放送が視聴できない、データ放送、マルチ編成、字幕・文字スーパーにも対応していないなど、機能的な制約があり、視聴者が地上デジタル放送の本来のメリットを享受できるものではないこと
- ・ 地上デジタル放送のパススルー方式、トランスモジュレーション方式による伝送に加えて、デジアナ変換して伝送するために帯域を三重に占有することから、事業者にとって多チャンネル化やハイビジョン化への支障となる懸念があること

等があるため、デジアナ変換を「暫定的措置」と位置付け、その運用期間と終了時期を国であらかじめ明確に定める必要がある。また、平成 23(2011)年 7 月以前にデジアナ変換を開始する事業者も想定されることから、開始時期についても、各事業者で決定するか、ケーブルテレビ業界である程度統一するかを検討する必要がある。

このため、平成 21(2009)年度中には、総務省において運用期間を明らかにしつつ、各ケーブルテレビ事業者に対してデジアナ変換の暫定的導入を要請するとともに、ケーブルテレビの視聴者、デジタル受信機の製造業界、販売業界、消費者団体等の関係者に要請に関する周知広報を行うことが適当である。この際、デジアナ変換については、

- ・ デジアナ変換を地上アナログ放送停波前に導入する場合は、強電界地域では飛び込み混信障害のおそれがあるため、地上アナログ放送を再送信している VHF 帯のチャンネルとは別チャンネルによる再送信とせざるを得ないが、空きチャンネルのないケーブルテレビ事業者は導入が困難となる可能性があること、
- ・ ケーブルテレビを通じて地上デジタル放送波を視聴するための簡易チューナー等を視聴者へ提供する等の代替措置があること

等から、デジアナ変換の導入の是非は最終的には各事業者がそれぞれの状況に基づき判断する必要があるが、地上デジタル放送への移行等の環境の整備に資するものであるため、各事業者においてデジアナ変換の導入に向けて検討することが適当である。一方、帯域や混信等の物理的条件によりデジアナ変換を導入することができない事業者においては、加入者の意向等も踏まえつつ、アナログ受信機保有世帯への対応について、検討することが適当である。

③ 導入のための支援の検討

デジアナ変換を実施しても、視聴者からの料金徴収方法に有効な手段がないため、暫定的な運用期間のうちにケーブルテレビ事業者が導入費用を回収することは困難であると考えられる。また、共聴施設のデジタル化を加速するためにはケーブルテレビによる共聴施設の巻取りを促進することが有効であるが、共聴施設の視聴世帯にはアナログ

受信機の保有世帯が特に多いため、そうした世帯の同意も取得しつつ巻取りを促進するためにもデジアナ変換の提供が必要である。したがって、できる限り多くのケーブルテレビ事業者がデジアナ変換を実施できるように、導入を支援するための措置を国において検討すべきである。

④ 今後の主な検討課題

(社)日本ケーブルテレビ連盟が整理した以下のような制度的な課題、技術的な課題、運用上の課題について、引き続き、同連盟をはじめ総務省、放送事業者、(社)日本CATV技術協会等が連携して検討を深め、「デジタル放送推進のための行動計画(第10次)」の策定、本年度中のデジアナ変換の暫定的導入に関するケーブルテレビ事業者への要請の際に、検討結果を公表することが適当である。

- ・ 再送信同意について、放送事業者との間で、デジアナ変換に関する円滑な同意プロセスの検討が必要であり、第5次中間答申で提言したように、当該放送事業者は、自己の放送対象地域内において、ケーブルテレビ事業者がデジアナ変換による再送信を行おうとする場合には、速やかに再送信同意をすることが望まれる。
- ・ 混信障害については、地上アナログ放送終了前の地上アナログ放送の強電界地域における当該放送波による飛び込み混信障害に加え、地上アナログ放送停波後の空き周波数帯を利用するマルチメディア放送等の送信所の近隣の強電界地域では当該電波による飛び込み混信障害の可能性がある。このため、送信点の場所や出力の情報等をもとに混信障害の防除策の検討、デジアナ変換の実施の可否を検討していく必要がある。
- ・ また、デジアナ変換は地上アナログ放送の視聴時と比べても、映像がレターボックスとなること、字幕放送(アナログ放送)ができないこと、EPG機能(Gガイド)が使用できないこと、コピーガード信号が付加されるため録画がコピーワンスとなることなど機能上の制約があるため、デジアナ変換ではこうした制約が避けられないことをその開始前に視聴者へ丁寧に説明することが必要である。

7. ケーブルテレビによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の促進

(1) 現状

ケーブルテレビ事業者による「地上デジタル放送のみの再送信サービス」については、第5次中間答申の中で「地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要」と提言され、また、「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」において「ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する」との方向性が示されたことを踏まえ、平成20(2008)年12月、総務省から、各ケーブルテレビ事業者に対し、その早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討するよう要請した。併せて、導入に際して、報道発表等の方法により、広く同サービスに関する情報提供に取り組むよう要請した。

総務省が実施した調査では、平成20(2008)年12月末現在、地上デジタル放送のみの再送信サービスを提供しているケーブルテレビ事業者は532事業者中218事業者であ

り、その月額利用料については、0 円に設定している事業者が9 事業者（4.1%）、1 円から500 円までが23 事業者（10.6%）、501 円から1,000 円までが97 事業者（44.5%）となっており、月額1,000 円までの利用料金を設定している事業者が129 社（59.2%）を占め、1,001 円から1,500 円までが34 事業者（15.6%）、1,501 円から2,000 円までが37 事業者（17.0%）などとなっている。

（2）提言

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の提供の是非や提供条件等については、各ケーブルテレビ事業者が経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものではあるが、同サービスは視聴者からの要望が多く、地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであるため、引き続き、各事業者において、その早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討するとともに、導入の際、国民に広く同サービスに関する情報提供を行うことが適当である。

また、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」に関する周知広報については、総務省において、引き続き提供状況を定期的に調査・公表することに加え、地上デジタル放送に関して作成・配付している各種パンフレット・チラシ等を活用した情報提供を行うことが適当である。

地上デジタル放送推進総合対策（改訂第3版）（抄） ＜ケーブルテレビ関係＞

（平成21年7月24日 総務省）

地上デジタル放送推進のために総務省において取り組む施策

Ⅲ 送信側の取組

3. ケーブルテレビ等の活用

（１）ケーブルテレビ

①ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

地上アナログ放送終了までのできるだけ早期に、かつ、遅くとも平成22年12月までにすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続きそのデジタル化を推進する。

②地上デジタル放送のみの再送信サービス等の導入の推進

地上デジタル放送のみの再送信サービスの早期導入に向け、ケーブルテレビ業界に視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等の検討を働きかけているところであり、引き続き同サービスの導入を推進する。

また、地上デジタル放送のアナログ変換による再送信サービスの暫定的導入について、ケーブルテレビ業界に条件整備に向けた課題等の整理を働きかけているところであり、その結果を踏まえ、同サービスの暫定的導入について本年夏までに必要な検討を行う。

③デジアナ変換サービスの暫定的導入の推進

地上デジタル放送のアナログ変換による再送信サービスの暫定的導入について、平成22年3月までに、運用期間等を明らかにした上で、ケーブルテレビ事業者に対してデジアナ変換サービスの暫定的導入を要請する。

（２）ＩＰ再送信

サービスの技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で、平成22年末までにできるだけ広いサービスエリアで提供されるとともに、実施時期を示したロードマップが公表されるよう、引き続き、総務省から電気通信役務利用放送事業者に対して働きかけを行う。

Ⅲ. 送信側の取組					
項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	概要
・中継局整備の促進			→		条件不利地域の中継局整備の支援を継続。
・デジタル難視聴対策			→		対策計画を策定し、デジタル難視聴世帯数を最小化するための支援を実施。
・デジタル混信への対策			→		デジタル混信に対する対策の選択肢を増やし、混信解消のための支援を拡充。
・ケーブルテレビの活用			→		ケーブルテレビ施設のデジタル化を推進するとともに、デジアナ変換による再送信サービスの暫定的導入の推進。
・衛星利用による難視聴地域対策			→		平成21年度内に衛星の運用を開始。送信側・受信側双方への支援を実施。

デジタル放送推進のための行動計画(第10次) (抄)

<ケーブルテレビ関係>

(平成21年12月1日 地上デジタル推進全国会議)

第一部 総論

IV 中継局整備等の送信側対策

6. ケーブルテレビの普及促進等

(1) ケーブルテレビのデジタル化状況

ケーブルテレビへの加入世帯は、2009年3月末現在、約2,300万世帯、世帯普及率は約44.0%になっており、第9次行動計画において設定した2011年初頭における加入世帯数をすでに上回っている。また、同月現在、ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯は、約2,250万世帯（加入世帯割合で97.8%）に達しており、第9次行動計画におけるケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ放送の普及の当面の目標（2009年9月末時点でのケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯数2,240万世帯）を半年早く上回っており、順調に推移しているところである。

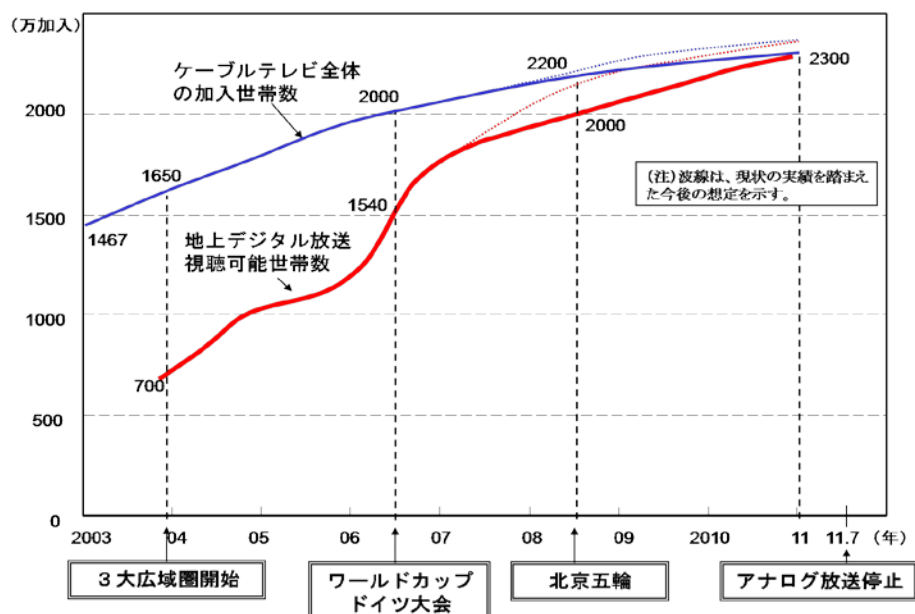
(2) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式²⁵又はパススルー方式²⁶のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

(3) 設定する普及目標

最終普及目標

- ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯²⁷において視聴可能



²⁵ 電波で受信した放送を、ケーブルテレビの伝送に適した変調方式に変換して伝送する方式。

²⁶ 電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。同一周波数パススルーと周波数変換パススルーがある。

²⁷ 加入世帯数は、2011年初頭までに、共聴施設の巻き取り等によりさらに増加の見込み（2008年度は前年度比約100万世帯の増加）。

(4) ケーブルテレビ普及の取組

① ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

ケーブルテレビのデジタル化については、２００９年４月１日現在、ケーブルテレビ施設６８９施設のうち５８１施設において、ヘッドエンド設備のデジタル化が対応済みとなっている。ケーブルテレビのデジタル化の推進及び視聴者がデジタル化対応をするに当たっての選択肢の提供のために社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定し公表している「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」²⁸において、２０１０年末時点のデジタル化対応を未定としている事業者の対応方針を早期に明確にするとともに、引き続き、できるだけ早期にケーブルテレビ施設のデジタル化対応が完了するよう取り組む。

② ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に資するため、ケーブルテレビの既加入者はもとより、加入を検討している視聴者に対しても、再送信サービスの提供条件等の必要な情報が、パンフレットやホームページ、相談窓口等を通して適切な方法及び内容により提供されるための取組等を行う。

③ 共聴施設の現状把握等への協力

共聴施設のデジタル化の促進に向け、ケーブルテレビ事業者においても、共聴施設の現状の把握や、早期のデジタル化対応に向けた共聴施設管理者等への働きかけなどの取組に最大限協力する。

④ 地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入の推進

地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に資するため、ケーブルテレビ事業者により、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等で地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入が検討され、２００９年３月末現在、５３１事業者のうち２４３事業者において同サービスが導入・提供されている。引き続き、多くのケーブルテレビ事業者において早期に導入・提供されるための取組を行う。

⑤ デジアナ変換の暫定的導入に向けた取組

２０１１年７月以降も継続使用されるアナログ受信機器への対応や、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設がケーブルテレビに移行するに際しての合意形成を加速するため、暫定的措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタルテレビ放送をアナログ方式に変換して再送信する「デジアナ変換」について、できるだけ多くのケーブルテレビ事業者において導入されるよう、次のような諸課題の整理状況も踏まえて取り組む。

i) 導入の開始時期

導入の是非及び導入する場合の開始時期は、各ケーブルテレビ事業者が判断するものであるが、地上アナログ放送終了（２０１１年７月）までのできるだけ早い時期とする。

²⁸ ケーブルテレビによる各市町村における地上デジタル放送の受信の普及ロードマップ
<http://asp.netmap.jp/jcta/roadmap.html>

ii) 終了時期及び運用期間

緊急避難的な暫定的措置であることを踏まえ、衛星利用による暫定的な難視聴対策の運用期間の終了と同時期（２０１５年３月末）に終了することを目安として調整を行う。

iii) 機能上の制約

社団法人日本ケーブルテレビ連盟により策定されるデジアナ変換の暫定的導入にあたっての「デジアナ変換導入ガイドライン²⁹」に基づき、技術的観点及び費用効率を踏まえた機能上の制約（映像のレターボックス化、録画のコピーワンス制限等）を明確化する。

iv) デジアナ変換に係る再送信同意

手続の簡素化等のため、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定する「デジアナ変換導入ガイドライン」を踏まえ、ケーブルテレビ事業者と放送事業者間において導入イメージを共有した上で、再送信の条件等について調整を進める。

v) 地上アナログ放送停波後の空き周波数帯の電波を利用する放送等からの混信対策

効率よく問題解決が図れるよう、関係者との協議の場を社団法人日本ケーブルテレビ連盟が設置し、当事者同士による協議を円滑に推進するよう取り組む。

vi) デジタル化対応の必要性の周知

運用期間を定めた暫定的措置であることを踏まえ、運用期間終了後は視聴者において地上デジタルテレビ放送対応受信機器の準備等が必要であることの周知を継続して行う。

²⁹ デジアナ変換の導入にあたって、サービスの内容、運用上の課題等を整理したもの。

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府

1 2. ケーブルテレビのデジタル化

- ① 「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ³⁰」において、2010年末時点における地上デジタルテレビ放送への対応を未定としている事業者に対し、2008年11月、今後の対応方針を明確にするよう働きかけを行った。地上アナログテレビ放送終了までのできるだけ早期に、かつ、遅くとも2010年12月末までにすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用したデジタル化対応を促進するなど、引き続きケーブルテレビのデジタル化を推進する。
- ② また、2008年12月、ケーブルテレビ業界に対して、2008年7月1日から施行されているケーブルテレビ事業者における営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守の徹底や、苦情等を受けた事業者への個別指導の実施を働きかけるとともに、ケーブルテレビ事業者に対しては、視聴者へのより丁寧な説明の実施など視聴者等に誤解が生じることのない適切な営業活動が行われるよう働きかける。
- ③ さらに、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入に向けて、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等の検討を要請した。引き続き、適切な営業活動等が行われるよう働きかけるとともに、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入状況を定期的に把握し、その結果を公表することなどにより、ケーブルテレビ事業者による同サービスの早期導入を促進する。

1 3. デジアナ変換の暫定的導入の推進

2009年度中に、ケーブルテレビ業界によるデジアナ変換の暫定的導入に関する諸課題の整理結果を踏まえ、各ケーブルテレビ事業者に対して導入の要請を行うとともに、定期的に各事業者の検討状況を把握し、その結果を公表することなどにより、ケーブルテレビ事業者によるデジアナ変換の導入を促進する。

また、デジアナ変換の導入の要請にあたっては、導入に対する国民、関係者等の理解醸成を図るため、ケーブルテレビ事業者と連携して、導入の目的、運用期間、機能上の制約、運用期間終了後のデジタル化対応の必要性等の周知・広報を行う。

なお、ケーブルテレビによる共聴施設の巻き取りを加速する上でデジアナ変換の導入が有効であるが、ケーブルテレビ事業者にとっては導入費用の回収が困難であることから、共聴施設の巻き取りを行う場合についてデジアナ変換の導入を支援する措置を2010年度予算で要求を行っている。

³⁰ ケーブルテレビによる各市町村における地上デジタル放送の受信の普及ロードマップ
<http://asp.netmap.jp/jcta/roadmap.html>

Ⅱ 地上デジタルテレビジョン放送事業者

1 1. デジアナ変換の暫定的導入等に係る再送信同意

ケーブルテレビ事業者によるデジアナ変換の暫定的導入に係る再送信同意について、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定する「デジアナ変換導入ガイドライン」を踏まえ、手続の簡素化等に取り組むとともに、ケーブルテレビ事業者から再送信同意の申請があった場合には、速やかに再送信同意を行うよう努める。

また、既設共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意については、「既設共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意の簡素化について」（通知）（2008年5月 全国地上デジタル放送推進協議会）に基づき、引き続き適切に対応を行う。

Ⅳ ケーブルテレビ事業者

1. ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」において2010年末時点における地上デジタルテレビ放送への対応を未定としている事業者においては、2009年末までに今後の対応方針を明確にするよう検討を行う。また、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期にすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等も活用しつつ、引き続きデジタル化を着実に遂行する。

2. ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

ケーブルテレビの既加入者のみならず、加入を検討している視聴者による地上デジタルテレビ放送への対応の検討にも資するため、再送信サービスの開始時期、提供エリア、工事費、利用料金その他の提供条件や、個別アンテナによる直接受信の可能性などの情報を、パンフレットの配布、自主チャンネルにおける放送、ホームページへの掲載、相談窓口等における対応等の適切な手段により提供する。

また、総務省地デジコールセンター等にケーブルテレビ事業者による営業活動や広告表示等に関する意見が寄せられていることを踏まえ、ケーブルテレビ業界として、2008年7月1日から施行している営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底するとともに、引き続き、苦情等には統一的な窓口により対応し、その内容を調査した上で、必要に応じ適正化に向けた個別指導を実施する。また、営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるよう、重要事項説明書等の業界標準を策定し、事業者の利用に資する。

ケーブルテレビ事業者においては、こうした業界としての対応も踏まえ、引き続き、視聴者等に誤解が生じることのない適切な営業活動が行われるために必要な取組を行う。

3. 共聴施設の現状把握等への協力

受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のデジタル化の促進に向け、関係者間

の取組が今後加速することから、ケーブルテレビ事業者においても、事業の公共性や社会的使命等にかんがみ、共聴施設の現状（施設設置者やデジタル化対応の有無等に係る情報）の把握や、早期のデジタル化対応（ケーブルテレビの活用を含む。）に向けた共聴施設管理者等への働きかけなどの取組に最大限協力する。

4. 地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスの導入の推進

各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるが、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスは地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に資するものであるため、ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する。

ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタルテレビ放送のみの再送信サービスについて、引き続き具体的なサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討し、視聴者に対して可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

5. デジアナ変換の暫定的導入の検討

デジアナ変換の暫定的導入に関する諸課題を整理するとともに、総務省からの要請を受けて、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定する「デジアナ変換導入ガイドライン」を踏まえ、できるだけ多くのケーブルテレビ事業者においてデジアナ変換が導入されるよう、関係者とともに諸課題の整理状況を踏まえ導入の検討を行う。また、導入することができない場合は代替措置の検討を行う。

また、デジアナ変換の暫定的導入は、各ケーブルテレビ事業者が諸課題の整理状況を踏まえ判断するものであるが、暫定的な導入にあたっては、導入に対する国民、関係者等の理解醸成を図るため、導入の目的、運用期間、機能上の制約、運用期間終了後のデジタル化対応の必要性等の周知・広報を行う。

さらに、地上アナログ放送停波後の空き周波数帯の電波を利用する放送等からの混信については、当事者同士による協議を円滑に推進するよう、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が設置した関係者との協議の場において、当事者間の情報共有方法や混信対策の対応ガイドラインの策定等の検討を行う。

6. 特別な課題のある地域への対策強化

地上デジタルテレビ放送受信機器の普及率が極端に低い地域や地上デジタルテレビ放送受信のために特殊な機器が必要となる地域など特別な課題がある地域について、総務省からの要請を踏まえて、ケーブルテレビによる地域課題の周知など、ケーブルテレビ事業者として実施可能な対策を実施する。

【発 行】 平成 21 年 12 月発行

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館

電話番号

（本書の問い合わせに関する代表番号） 03-5253-5809

ファックス番号 03-5253-5811

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>